こだわりの麺づくりライススタジオ改築工事

入 札 要 項 書

平成２９年3月２９日

施　　主　：　(株) ミールワークスフーズ

(株) 自然芋そば

設計・監理　：　(株) 上越建築設計事務所

入 札 要 項

1．工 事 名　　こだわりの麺づくりライススタジオ改築工事

2．施　主　　施主名：株式会社ミールワークスフーズ
住 所：東京都目黒区下目黒２丁目１７－１８
電 話：03-6417-3311
代表者：代表取締役社長　熊谷　亜里
担当者：事業本部長　鵜澤　宏昌

施主名：株式会社自然芋そば
住 所：新潟県上越市浦川原区長走 848
電 話：025-599-2219
代表者：代表取締役社長　古川　康一
担当者：

3．設計・監理　　会社名：(株) 上越建築設計事務所住
所：上越市木田１丁目４－１
電 話：025-522-0255
代表者：代表取締役　植木　厚祐
担当者：

4．工事場所　　新潟県上越市浦川原区長走字島之前　761

5．工　期　着 工：平成 29 年 4 月中旬　　完成、引渡し：平成 29 年 8 月下旬

6．支払条件　　着工金　：10%
部分払い　：中間払い２回（支払時期、金額については協議）　30%
30%
完成引渡後：残金一括払い 30%

7．工事内容　　設計図書及び現場説明時指示事項の範囲とする

8．本件の入札に参加を希望する企業等は、平成 29 年 4 月 5(水)午後 4 時までに施主㈱ミールワークスフーズ担当鵜澤宛「電話」にて入札参加の旨を申し出た上、下記のとおり一般競争入札参加資格等確認申請書及び契約に係る指名停止等に関する申立書、見積書を以下のとおり提出すること。
(1) 提出時期　　平成 29 年 4 月 13 日（木）　午後 2 時
(2) 提出方法　　下記９．２)のとおり

９．入札日程

１）質疑応答（受付）：平成 29 年 4 月 5　日（水）午前 11 時～午後 4 時まで
（回答）：平成 29 年 4 月 7 日（金）午前 11 時～午後 4 時
（方法）：別紙、現場説明事項による

２）入　札（日時）：平成 29 年 4 月 13　日（木）　午後 2 時
（場所）：㈱自然芋そば本社にて
（方法）：当日以下※を持参のこと
※一般競争入札参加資格等確認申請書及び契約に係る指名停止等に関する申立書、見積書をご提出ください。

１０．契　約

株式会社ミールワークスフーズ・株式会社自然そばとの民間連合協定工事請負契約約款による契約とする

１１．入札記載金額

１）入札書に記載の金額は消費税を除いた金額とする
２）契約金額は当該金額に 100 分の 108 を乗じた金額とする

１２．入札参加に必要な資格要件

本工事は、広告時点で次に掲げる条件を満たしている企業が単体で施工する方式とする。

(1) 業種及び格付け等に関する要件
平成 28・29 年度上越市建設工事入札参加資格を有し、建築一式工事の格付けが「A」であること。

(2) 地域要件
上越市内に本社を有していること。

(3) 施工実績に要する要件
なし

(4) 配置技術者に関する要件
本件工事に対応する主任技術者を建築業法に従って配置できること。

１３．その他　　工事に必要な手続きは一切請負業者が行い、工事に伴う近隣居住者及び所有者への振動、騒音、粉塵等には十分な対策を講じるものとする。
これらに関する苦情等があった場合には、請負者が誠意をもって解決する。

現 場 説 明 事 項

工事名称　こだわりの麺づくりライススタジオ改築工事

平成 29 年 3 月 29 日

設計監理 ㈱上越建築設計事務所

1) 本施設は株式会社ミールワークスフーズが販売し株式会社自然芋そばが製造する米麺製造ライン工場であり、従来の倉庫スペースに新設米麺製造ラインを設置するために改築する工事である。
食品を扱うスペース改築であり施主の目的を十分認識し、設計図書の内容を理解した上で施工にあたること。

2) 建築確認申請を除く諸官庁への手続きは請負業者の負担、責任において遅滞なく行うこと。

3) 設計図書の優先順位は下記の通りとする。
① 現場説明書（質疑回答書を含む）②特記仕様書 ③図面及び設計書

4) 図面及び設計書に疑義が生じた場合には監督員の指示を受けること。

5) 工事に先立ち全体工程表、仮設計画書、施工計画書、現場主任技術者現場代理人届、協力業者名簿、工事費内訳書、その他監督員の指示により必要書類を早急に提出する。

6) 本工事に使用する製品、材料についてはメーカーリストを作成し、監督員の承諾を得た後採用、発注すること。

7) 指定材料及びメーカーの変更は原則不可。但し変更し得る正当な理由がある場合には、理由及び材料等の性能比較資料を書面で提出し監督員の承認を得ること。

8) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は全て国土交通大臣官房官庁営繕部監修による各工事共通仕様書（平成 25 年度版）に準拠した施工とする。又、特殊材料及び工法による工事は各メーカーの仕様による。

9) 工事記録写真は隠蔽部を中心に工事施工状況の撮影を行う。

10) 工期を厳守すること。(建物及び外構工事の最終引渡し工期)

11) 隣接地等の工事中の配慮を十分行うこと。工事車両の進入、騒音、振動、粉塵対策、既存工作物への影響等に十分配慮した施工計画を立て、承認を得た後工事に着手すること。
尚、工事に伴い損害等が発生した場合には、請負者の負担、責任において誠意を持って速やかに対処すること。

12) 工事中の損害保険は請負者の責任において、必要な建設工事保険に加入すること。

13) 工事中の用水、電力は請負者の負担とする。

14) 現場代理人は有資格者（一級建築士、一級施工管理技師等）であると同時に、十分な経験を有する者とする。尚、現場代理人は常駐を原則とする。

15) 施工計画書、施工図等は必要に応じて速やかに提出し、監督員の承認を得ること。

16) 使用材料については現場搬入後全て検収を行うこと。同時に材料検収簿材料搬入簿を作成し求めがあった場合には速やかに提出すること。

17) 発注者を交えての現場工程会議を、月２回の割合で実施する。

18) その他

1. 図面及び設計書（ＦＤ）は入札時に返却すること。
2. 質疑受付は４月５日（水）11：00～16：00 回答は４月 7 日（金）11：00～16：00 とし、全て書面による（郵送）。口頭・ＦＡＸでの質疑には応じない。
   質疑の有る場合、質疑書に会社名、担当者名、メールアドレス番号を併記する。
   質疑書はＡ４版とし、書式は自由。
   提出先

   〒153-0064 東京都目黒区下目黒 2-17-18
   ㈱ミールワークスフーズ　鵜澤宛
   TEL:03-6417-3311

以　上

一般競争入札参加資格等確認申請書

平成　　年　　月　　日

株式会社ミールワークスフーズ　様

株式会社自然芋そば　様

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名　　㊞

下記工事の一般競争入札に参加したいので、一般競争入札参加資格確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。

記

1　公告年月日

平成29年3月29日

2　工事名

こだわりの麺づくりライススタジオ改築工事

3　工事場所

新潟県上越市浦川原区長走字島之前　761

【連絡先】担当者所属・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　添付書類

一般競争入札参加資格確認資料及び別紙、契約に係る指名停止等に関する申立書

別紙

別記様式第10号（第21関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

平成　　年　　月　　日

株式会社ミールワークスフーズ　様

株式会社自然芋そば　様

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名　　㊞

当社は、貴殿発注のこだわりの麺づくりライススタジオ改築工事契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注１）○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注２）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注３）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

こだわりの麺づくりライススタジオ改修工事設計書

施工地名　　新潟県上越市浦川原区長走字島之前761　㈱自然芋そば敷地内

工　　期　　自　平成　29　年　4月　中旬

（約135日間）

至　平成　29　年　8月　下旬

新潟県上越市木田1丁目4-1
㈱上越建築設計事務所
代表取締役　植木　厚祐

（注）　設計書の数量は参考数量とする。

工　事　費　総　括　表

㈱自然芋そば定温倉庫新築工事

名称	棟	直接工事費と共通費の合計	直接工事費	共通費		摘要
				共通仮設費	諸経費	
A.　建築工事	1	0	0	0	0	
B.　電気設備工事	1	0	0			
C.　機械設備工事	1	0	0			
合計		0	0	0	0	
工事価格						
消費税相当額		0				
総計		0				

建築工事　種目別内訳

1. 建築工事費

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
1. 建築工事	1	式	0	
2. 電気設備工事	1	式	0	
3. 機械設備工事	1	式	0	
計			0	

1. 建築工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単位	単　　価	金　　額	備　　考
1. ライススタジオ 工場・包装室						
既存間仕切り壁撤去		15.40	㎡		0	
間仕切り壁下地組	材工共	66.94	㎡		0	
壁開口補強下地		11.60	m		0	
壁石膏ボード	t12.5	133.88	㎡		0	
アルミ戸移設取付		1.00	ヶ所		0	
アルミ戸新設		1.00	ヶ所		0	
天井マーブトーン 撤去	t9.5　3’×3’	257.30	㎡		0	
同上マーブトーン 貼り	t9.5　3’×3’	257.30	㎡		0	
天井塩ビ廻り縁	t9.5　コ型	102.40	m		0	
腰壁キッチンパネル	t3　H=1800	112.00	㎡		0	
足場、養生、廃材 処分費		1.00	式		0	
排水溝工事	カッター入れ、斫り、二次製品据付等	17.00	m		0	
同上ステンレス板 張り		17.00	m		0	
アルミサッシ	AW-4	2.00	台		0	

1. 建築工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
アルミサッシ	AW-5、AW-6、AW-7、AW-8	1.00	式		0	
小　計					0	

1. 建築工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
2. ロッカー室他工事						
間仕切り基礎		8.00	m		0	
土間モルタル 塗り仕上げ		6.50	㎡		0	
間仕切り工事	外部	28.80	㎡		0	
室内間仕切り工事	内部	13.40	㎡		0	
壁ボード貼り		52.00	㎡		0	
天井ボード貼り	下地共	6.50	㎡		0	
壁、天井断熱材入れ		35.00	㎡		0	
内壁クロス貼り		52.00	㎡		0	
外壁張り		30.00	㎡		0	
窓	2台	1.00	式		0	
木製建具取付	一本引き戸、枠材共	1.00	台		0	
ｱｺｰﾃﾞｨｵﾝｶｰﾃﾝ		2.00	台		0	
既存トイレ木製 建具取付	一本引き戸、枠材共	2.00	台		0	
小　計					0	

1. 建築工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
端数						
合　計					0	

2. 電気設備工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
1. 変電設備　幹線 動力設備工事						
変電設備増設	変圧器3φ　200Kva対応	1.00	式		0	
高圧幹線設備		1.00	式		0	
低圧幹線設備		1.00	式		0	
動力設備配線	エアコン電源一部既存配線利用	1.00	式		0	
	開閉器取替え等既存盤改造費	1.00	式		0	
	既存切り離し、接続労務	1.00	式		0	
生産設備用動力配線	内容未確定につき別途	1.00	式		0	
小　計					0	
※工場の機器からの換気計画は別途見積りになります。						

2. 電気設備工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単位	単　　価	金　　額	備　　考
2. 電灯コンセント設備						
LED照明器具	XLX460AENKLE9	6.00	台		0	包装室
	XLX460AENKLE9	5.00	台		0	更衣室通路等
	NNFW42001KLE9防湿型	30.00	台		0	工場内
電線ケーブル	VVF1.6-2	280.00	m		0	
	VVF1.6-3	145.00	m		0	
	VVF2.0-3	230.00	m		0	
スイッチ	3路×2	4.00	個		0	
	片切り	2.00	個		0	
コンセント	W	10.00	個		0	
消耗品　雑材		1.00	式		0	
既存照明等撤去配線処理費		1.00	式		0	
撤去品処分費		1.00	式		0	
労務費		1.00	式		0	
小　計					0	

2. 電気設備工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単位	単　　価	金　　額	備　　考
3. 自動火災報知設備						
受信機	P-1　10回路	1.00	式		0	既存利用
総合番	既存P-2をP-1に変更増設	2.00	面		0	
感知器	室数増に伴う増設分	9.00	個		0	
電線ケーブル	AWO.9-2P	55.00	m		0	
	HP1.2-10P	50.00	m		0	
配線労務費	撤去移設含む	1.00	式		0	
消耗品雑材		1.00	式		0	
消防申請　手続き 書類作成等		1.00	式		0	
検査　立合費		1.00	式		0	
小　計					0	
※感知器・総合盤の位置を変更し消防法に適合するよう改修し届け出を行うものとする。						

2. 電気設備工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
4. 冷房機工事					0	
厨房用天井吊り型 工場内	P-160　シングル	3.00	組		0	
	包装室増設	1.00	組		0	
室外機架台	既存室外機置設置場加工	1.00	式		0	
工事費	機器搬入取付工事	1.00	式		0	
	冷媒管工事	1.00	式		0	
	ドレン管工事	1.00	式		0	
既存設備撤去	冷媒回収破壊	1.00	式		0	
	既存機器撤去　室内室外共	1.00	式		0	
	撤去品処理費	1.00	式		0	
事務所既存エアコン 移設	撤去再取付	1.00	式		0	
小　計					0	
※事務所エアコン室外機開口部にある為撤去移設						

2. 電気設備工事　　2. 電気設備工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
5. 非常照明設備工事					0	
非常照明器具 電池内蔵型	増設　9W型	7.00			0	
	増設　13W型	6.00			0	
電線ケーブル	VVF1.6-2	150.00			0	
消耗品雑材費		1.00			0	
既存品整備		1.00			0	
労務費		1.00			0	
小　計					0	
6. 24時間換気設備工事						
24時間換気設備	316.4㎡	1.00	式		0	
小計					0	
端数						
合　計					0	

2. 電気設備工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
1. 管設備工事					0	
給水設備工事						
機器類、弁類	蛇口等（シンク用）、20.15ボールバルブ	1.00	式			
配管（外部）	20　HIVP	10.00	m			
同上用土工事	掘削、埋戻し、復旧	1.00	式			
配管（屋内埋設）	ポリブデン管（サヤ管共）	1.00	式			支持金物共
配管（屋内露出）	ポリブデン管（保温材共）	1.00	式			
コンクリート穴あけ	基礎	1.00	式			
小　計					0	

2. 電気設備工事　　1. 幹線動力設備工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
2. 排水設備工事						
外部埋設配管（下工事と同じ）	100VU	20.00	m			
	下水桝	4.00	個			
	カッター入れ	40.00	m			
	掘削、転圧、砂埋め	20.00	m			
	コンクリート補修	1.00	式			
	AS廃材処分費	1.00	式			
目皿	125～150φ	1.00	個			
小　計					0	
3. 給湯設備他工事						
壁掛け型電温、配管		1.00	台			
一層シンク		2.00	台			
小　計					0	
端数						
合　計					0	

共通費　1. 共通仮設費

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
準備費		1.00	式			
仮設建物費		1.00	式			
用水電力費		1.00	式			
機械器具損料		1.00	式			
安全費		1.00	式			
整理清掃費		1.00	式			
建設副産物等処理費		1.00	式			
竣工クリーニング		1.00	式			
小　計					0	

共通費　2. 諸経費

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
現場管理費		1.00	式	0		
一般管理費		1.00	式	0		
実施設計費		1.00	式	0		
小　計					0	

「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事設計図　　平成 29 年 3 月（全 10 枚）

工事概要
1. 製品倉庫から工場への改修
2. 男子・女子更衣室の増築

仕様書

I 共通仕様

1.本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成25年版」（以下「改修標仕」という。）により、改修標仕に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成25年版」（以下「標仕」という。）による。

2.改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。
(1)「工事請負契約書」を「上越市財務規則（昭和46年4月29日上越市規則第35号）別記（第173条関係）建設工事請負基準約款」（以下「約款」という。）に読み替える。
(2)「監督職員」を「監督員」に読み替える。
(3)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。
(4)「請負者」を「受注者」に読み替える。

3.次の各号に該当する改修標仕の項目について、改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。
(1) 1章 1.1.2用語の定義の(1)及び(21)
(2) 〃 1.4.2材料の品質等の(a)及び(b)
(3) 〃 1.4.4材料の検査等の(a)
(4) 〃 1.7.1工事検査の(b)及び(d)

4.改修標仕の次の項目の規定は適用しない。
1章 1.1.2 用語の定義の(22)
〃 1.7.2 技術検査

別表（建築改修工事）

号	項目	置き換え後の改修標仕の規定
	1章 一般共通事項	
(1)	1.1.2 用語の定義	(1)「監督員」とは、約款第10条の規定により受注者に通知された者をいう。 ~~(14)「書面」とは発行年月日が記載され、署名又は捺印した文書、及び新潟県CALSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう~~ (21)「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。（ただし、②に係る検査を除く。） ①工事の完成（約款第32条） ②部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第38条） ③部分引渡しの指定部分に係る工事の完成（約款第39条） ④契約の解除時における出来形部分（約款第47条） ⑤必要があると認めたときの臨時検査（約款第49条）
(2)	1.4.2材料の品質等	(a)工事に使用する材料は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（一般社団法人公共建築協会）契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。 (b)使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、JIS又はJASのマーク表示のある材料を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の(1)から(3)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）は、資料の提出を省略することができる。 (1)建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料 (2)建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品（特記で改修標仕及び標仕の規定に基づく品質及び性能以外を指定した場合を除く。） (3)特記により指定された材料又は製造者の製品
(3)	1.4.4 材料の検査等	(a)現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(1)若しくは(2)に該当する場合またはあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (1)工事完成検査時または工事写真で、JIS若しくはJASのマークを確認できる場合 (2)建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時または工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
(4)	1.7.1 工事検査	(b)約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (d)(a)から(c)の通知に基づく検査及び約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に 検査を受ける。

II 特記仕様

1.項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。
2.特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3.特記事項の記載の[. .]内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の（ . . ）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
4.製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（ ）内は製品名を示す。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 工事実績情報の登録	※請負工事費500万円以上の場合、登録する [1.1.4]
	2 継続工期	※無し ・有（工期 平成 年 月 日） [1.2.1]
	3 内部の工事期間等	※着手 平成 年 月 日 ～ 終了 平成 年 月 日までとする。 ※工事請負約款第34条に基づき、部分使用承諾書により、施設内部の使用を開始する。 ※次の作業は内部工事着手前に行える。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。 ※外部足場組等の仮設工事 ※工場制作のための現場寸法調査
	④ 品質計画等	建築基準法に基づき指定する条件 [1.2.2] ⊙地区の区分に応じた風速（Vo (m/sec)） ⊙30 ・32 ⊙地表面粗度区分 ・Ⅰ ・Ⅱ ⊙Ⅲ ・Ⅳ ⊙多雪地域の指定 積雪区分 建告示第1455号 別表（30）
	⑤ 監理技術者の要件	※建築工事に係る監理技術者証を有するもので、次のいずれかの要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。 1 建築工事の施工に関し、10年以上の実務経験を有すること。 2 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格取得後4年以上の実務経験を有すること。
	6 電気保安技術者	※要 [1.3.3]
	⑦ 発生材の処理等	10追加特記 8「発生材の処理等」による。 [1.3.8]
	8 特別な材料の工法	改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定工法による。
	9 施工数量調査の方法	目視及び打診(必要に応じて破壊)による調査を行う。調査範囲及び調査内容は各章による。 [1.5.2]
	⑩ 技能士	[1.6.2]（下表）
	11 見本施工	※実施する [1.6.5]
	12 化学物質の濃度測定	10追加特記 9「化学物質の濃度測定」による。 [1.6.9]
	⑬ 完成図等	※下記のものを作成し提出する。 [1.8.1～1.8.3] ・案内図及び配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・仕上表 ⊙建物の保全に関する説明書（取扱説明書を含む。） ⊙設備一式 ※下記による作成方法、提出部数とする。 ⊙完成図については原図サイズにて製本し、 ※ 2部 ・ 部 提出 （表紙及び背表紙（可能な場合に限る）に工事名、発注者名を入れること） ⊙説明書についてはファイルに綴り ※ 2部 ・ 部 提出
	⑭ 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
	⑮ 工事完成写真	※同一箇所の改修前と改修後が比較出来るように整理のうえ監督員に提出する。 ※提出部数 2 部
	⑯ 工事施工状況写真	※工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領（平成24年版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 ※提出部数 1 部
	⑰ 設備工事との取合い	10追加特記 4「工事区分表」による。

⑩ 技能士

適用工事種別	技能検定の職種
防水改修工事	・アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塗膜防水工事作業 ⊙シーリング防水工事作業 ・左官 ・建築板金（内外装板金作業）
外壁改修工事	・左官 ・タイル張り ・塗装（建築塗装作業） ・樹脂接着剤注入施工
建具改修工事	⊙サッシ施工 ⊙ガラス施工
内装改修工事	・建築大工 ⊙左官 ・表装（表装作業） ⊙内装仕上げ施工（⊙プラスチック系仕上げ ⊙ボード仕上げ ⊙鋼製下地工事） ・タイル張り
塗装改修工事	⊙塗装（建築塗装作業）
耐震改修工事	・とび ・型枠施工 ・鉄筋施工
環境配慮改修工事	・防水施工（アスファルト防水工事作業） ・ガラス施工 ・造園
ブロック、ALCパネル工事	・ブロック建築 ・ALCパネル施工
石工事	・石材施工（石張り施工）
	・

② 仮設工事

項目	特記事項
① 監督員事務所等	・監督員事務所 ・10 ・20 ・35 ・65 ・ ㎡程度を設ける。 [2.4.1] ・仮設事務所の中に監督員用空間を ㎡程度確保する。 ⊙監督員が使用できる備品として、下記のものを工事期間中現場に用意し、貸与する。 ⊙保護帽 3 ケ ・雨具 着 ・長靴 足 ⊙安全帯 3 組
② 工事用水	構内既存の施設 ・利用できない ※利用できる（※有償 ・無償）
③ 工事用電力	構内既存の施設 ・利用できない ※利用できる（※有償 ・無償）
④ 仮設建物等	請負者事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。
⑤ 外部足場	外部足場は枠組足場とする。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
⑥ 内部仕上足場	⊙脚立足場 ・枠組棚足場 ・ [2.2.1]
⑦ 養生	既存部分の養生 ※ビニールシート等 ・ [2.3.1] 既存家具等の養生 ※ビニールシート等 ・ [2.3.1] 備品等の移動 [2.3.1] ※監督員の指示による施設内移動とする。（対象備品の移動先は、図示による） ・行わない
8 仮設間仕切り	仮設間仕切り等の種別 ・図示による [2.3.2][表2.3.1]（下表）

種別	下地	仕上げ材(厚さmm)	充填材(mm)	養生
・A種	※軽量鉄骨	※せっこうボード(※9.5 ・)	厚さ( )	※無し
※B種	・木造	・合板(※9 ・)		・片面
・C種	単管	防炎シート		
仮設扉	※木製扉	合板張り程度	・行う 厚さ( )	※無し ・片面
	・			

③ 防水改修工事

1 施工数量調査 [1.5.2]
下記の調査結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。
調査範囲
屋根、庇等の防水改修工事の対象となる既存コンクリート面、モルタル面等
調査内容
ひび割れの幅及び長さを屋根略図等に図示する。
浮き部分、欠損部を屋根略図等に表示する。また、鉄筋等を調査する。
部分的な水はけ不良部や勾配不良の箇所を屋根略図等に表示する。

2 防水の保証等
※防水工事は、新潟県防水工事業協同組合員の施工とし、受注者は新潟県防水工事業協同組合と連名の保証書を提出する。ただし、県が認めた場合は、組合員外の施工とすることができる。この場合は、受注者と施工者との連名の保証書とする。

工法種別	施工箇所	保証期間
・X－1 工法	屋上	10年間
・X－2 工法	屋上	10年間
・ 工法		10年間

3 アスファルト防水 [3.1.4][表3.1.1][3.3.3][表3.3.3～表3.3.10]

	防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水工法の種別
保護防水	・P1B		・B-1 ※B-2
	・P1BI・T1BI		・BI-1 ※BI-2
	・P2AI		・AI-1 ※AI-2
	・P2A		・A-1 ※A-2
	・M4C		・C-1 ※C-2
露出防水	・P0D・M3D		・D-1 ※D-2
	・P0D・M3D		・DI-1 ※DI-2
	・M4DI		仕上げ塗料塗り ※有り（・シルバー ・カラー） 使用量は製造所標準仕様
屋内防水	・P1E・P2E		・E-1 ※E-2

アスファルトの種類 ※3種 ・ [3.2.2][3.3.2]
・二重ドレンの設置（・P0D工法 ・P0DI工法） [3.2.5]
・既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（M4C工法、M4DI工法） [3.2.6]
・砂付ストレッチルーフィング 厚さ(mm) ※1.5以上 ・ [3.3.2]
・改質アスファルトルーフィング 厚さ(mm) ※3.0以上 ・ [3.3.2]
・断熱材（屋根保護又は露出防水断熱工法） [3.3.2]
厚さ(mm) ※25 ・
材質 屋根保護工法 ※A種押出法ポリスチレンフォーム3種bスキン層付き
材質 露出防水断熱工法 ※A種硬質ウレタンフォーム2種1号または2号

乾式保護材の材料 [3.3.2]

種類		寸法(mm)：厚さ×幅	備考
・押出成型セメント板（断面角パネル）	※1種	※16 ×	・緩衝材に限る
	・Ⅱ種	・ ×	
・金属製成形板		※12 ×	

4 改質アスファルトシート防水 [3.1.4][表3.1.1][3.4.2][3.4.3][表3.4.1～表3.4.3]

	防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別		シートの厚さ(mm)
密着工法	・M4AS		・AS-T1	下層用	※2.5以上 ・
				上層用	※3.0以上 ・
			・AS-T2		※4.0以上 ・
			・AS-J3		※3.0以上 ・
絶縁工法	・M3AS ・P0AS		・AS-T3	下層用	※1.5以上 ・
				上層用	※3.0以上 ・
			・AS-T4		※4.0以上 ・
			・AS-J2		※1.5以上 ・
					※2.0以上 ・
			・AS-J4		※3.0以上 ・
断熱工法	・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI		・ASI-T1	下層用	※1.5以上 ・
				上層用	※3.0以上 ・
			・ASI-J1	下層用	※1.5以上 ・
				上層用	※2.0以上 ・

・二重ドレンの設置（P0AS工法及びP0ASI工法の場合） [3.2.5]
・既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（M4AS工法及びM4ASI工法） [3.2.6]
・断熱工法の断熱材の厚さ(mm) ・ 材質 ・ [3.4.2]
・下地に部分的に密着又は接着を行う工法 ※製造所の標準仕様 ・ [3.4.4]

5 合成高分子系ルーフィングシート防水 [3.1.4][表3.1.1][3.5.2][3.5.3][表3.5.1]

	防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別（厚さ(mm)）	脱気装置	二重ドレン
	・P0S工法 ・S4S工法		・S-F1(※1.2 ・) ・S-F2(※2.0 ・) ・S-M1(※1.5 ・) ・S-M2(※1.5 ・) ・S-M3(※1.2 ・)	P0S工法 ・設ける	P0S工法 ・設ける
	・S3S工法		・S-F1(※1.2 ・) ・S-M2(※1.5 ・)	・設ける	
	・M4S工法		・S-M1(※1.5 ・) ・S-M2(※1.5 ・) ・S-M3(※1.2 ・)		
断熱工法	・P0SI ・S4SI		・SI-F1(※1.2 ・) ・SI-F2(※2.0 ・) ・SI-M1(※1.5 ・) ・SI-M2(※1.5 ・) ・SI-M3(※1.2 ・)	P0SI工法 ・設ける	P0SI工法 ・設ける
	・S3SI		・SI-F1(※1.2 ・) ・SI-F2(※2.0 ・)	・設ける	
	・M4SI		・SI-M1(※1.5 ・) ・SI-M2(※1.5 ・) ・S-M3(※1.2 ・)		

仕上げ塗料塗り（S-F1,SI-F1,S-M1,SI-M1の場合） ・シルバー ・カラー
新規防水層の使用分類 ※非歩行 ・軽歩行
断熱工法の断熱材（原則としてオゾン層破壊物質を含まないものとする。） [3.5.3]
・硬質発泡ポリスチレンフォーム 厚さ（ ）mm
・押出法ポリスチレンフォーム3種b 厚さ（ ）mm
PCコンクリート部材下地 [3.5.4]
目地処理（接着工法） ※図示
入隅部の増張り（種別S-F1、SI-F1の場合） ・行う（幅 mm程度）

6 塗膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1][表3.6.2]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	仕上げ塗料塗り
・P0X		※X-1 ・X-2	・シルバー
・L4X		・X-1 ※X-2	・カラー
・P1Y		※Y-2	
・P2Y		※Y-2	

・二重ドレンの設置（P0X工法の場合） [3.2.5]
・既存塗膜防水層表面仕上げ塗装の除去（L4X工法の場合） [3.2.6]
・保護層 ・設ける（P1Y、P2Y工法の場合） [3.6.3]

7 脱気装置 [3.3.3][表3.3.8][表3.3.9][3.4.3][表3.4.2][表3.4.3][3.5.3][3.6.3]

種類	材料
・平面部脱気型	※製造所標準仕様（立上り型） ・ステンレス製 ※アルミ製
・立上り部脱気型	※製造所標準仕様

※設置数量は製造所指定数量による。

⑧ シーリング [3.1.4][表3.1.2][3.7.4～3.7.7]

改修工法の種類	施工箇所
⊙シーリング充填工法	外部 新設サッシ部
・シーリング再充填工法	
・拡幅シーリング再充填工法	
・ブリッジ工法	

・ボンドブレーカー張り及びバックアップ材張り（ブリッジ工法の場合） [3.7.7]

シーリング材の種類及び施工箇所 [3.7.2][表3.7.1]
※下表以外は、改修標仕表3.7.1を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

接着性試験 [3.7.8]
※簡易接着性試験 ・引張接着性試験（対象施工部位 ）
ただし試験成績書を監督員に提出し、承諾を得た場合は試験を省略できる

特記仕様書（その I）

図面経歴	株式会社 上越建築設計事務所 一級建築士事務所新潟県知事（チ）第1142号 新潟県上越市木田1丁目4番1号 TEL025(522)0255	管理建築士 一級建築士登録第299611号 石 塚 由 寛	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 仕 様 書（その I）	縮尺 NO SCALE 年月日 H29.03	担当 製図	図面番号 01

③ ⑧ シーリング（防水改修工事）

撤去既存シーリングの処理

事前調査等　・行う（下記の要領で分析する）　◎行わない

現場においてサンプルを採取し、専門分析機関で分析を行う。

採取箇所　※外壁目地　・建具周囲目地　・図示

採取箇所数　・部材が異なる毎に1箇所　・図示

分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う

調査範囲　※今回改修工事範囲全て　・図示

調査内容　シーリング使用部位及び長さの確認
施工範囲と工事整理区分の確認
仮設計画
廃棄物等の搬出方法

9 とい

材種 [3.8.2][表3.8.1]

※配管用鋼管　・硬質塩化ビニル管（カラー）　・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管

鋼管製といの防錆 [3.8.3][表3.8.4]

※改修標仕表3.8.4による

たてどい受け金物の取付け　※図示　・標仕13.5.3(d)(2)による [3.8.3][13.5.3]

10 アルミニウム製笠木

オープン形式アルミニウム製笠木の種類 [3.9.2][3.9.3][表3.9.1]

種類	板厚(mm)	表面処理及び色合い	固定間隔	下地補修
・100形	1.5以上	・A-1又はB-1種（無着色）	製造所の基準に基づく指定する条件により定める	※行う（図示）・行わない
・250形	1.5以上	・B-2種		
・300形	1.8以上	・ブラウン系		
・350形	2.0以上	・ブラック		
		・ステンカラー		

板材折曲げ形アルミニウム製笠木の取付工法

笠木の固定金具は改修標仕3.9.3(b)(1)とし、それ以外の取付方法は図示による。

4-1 外壁改修工事共通事項

1 施工数量調査 [1.5.2]

下記の劣化状況調査の結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。

調査範囲

仕上塗材仕上げの下地となる外壁、庇等の躯体コンクリート面、既存モルタル、タイル等の面

調査内容

ひび割れの幅及び長さを建築図等に図示する。

ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

浮き部分を建築図に表示する。また、タイルの剥離・剥落など欠損部分を調査する。

コンクリートの表面の剥がれ及び剥落等を建築図に表示する。

仕上塗材等の劣化部分、剥離部等を建築図に表示する。

新規仕上塗材の美観に影響を与えるおそれのある既存塗膜等を建築図に表示する。

2 外壁改修の保証等

※外壁改修工事（劣化状況調査、劣化部補修及び下地処理、シーリング、仕上塗材仕上）は、新潟県外壁補修工事業協同組合員（以下、「組合員」という。）の施工とする。ただし、やむを得ない場合は、劣化部補修を組合員以外の施工とすることができる。その場合は、組合員の施工確認による。

※外壁改修工事について、受注者は新潟県外壁補修工事業協同組合と連名の保証書を提出する。※コンクリートブロック造の外壁は保証対象範囲外

種類	保証範囲	保証期間
防水形外装薄塗材E (JIS-A6909)	外壁下地・塗装面	5年
外装薄塗材E (JIS-A6909)	外壁下地のみ	5年

4-2 コンクリート打放し仕上げ外壁改修工事

1 ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法 [4.1.4][4.3.4]

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300	※130
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40
	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130

注入材料 [4.2.2]

※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形）

検査（コア抜取り） [4.3.4]

※行わない

・行う　抜取り部の補修方法

※充填工法（・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル） [4.3.7]

・Uカットシール材充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.5]

充填材料	種別	備考
・シーリング材	※1成分形又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.6]

シール材料

・パテ状エポキシ樹脂

・可とう性エポキシ樹脂

※改修標仕4.3.6(b)(3)を「プライマーを塗布したのち、シール材をパテへら等でクラックに押し込み、周囲と平滑に仕上げる。」と読み替える。

2 欠損部改修工法

※充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.7]

充填材料

・エポキシ樹脂モルタル

※ポリマーセメントモルタル

ポリマーセメントモルタルの塗り厚が20mmを超える場合、または現状復帰が不可能な場合は監督員と協議すること。

4-3 モルタル塗り仕上げ外壁改修工事

1 既存モルタル塗りの撤去

・行う（※全面　・図示の範囲）

2 ひび割れ部改修工法

・既存モルタル撤去工法（範囲は図示　撤去部分の補修は3.欠損部改修工法による）

・樹脂注入工法 [4.1.4][4.3.4][4.4.2][4.4.5]

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300	※130
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40
	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130

注入材料 [4.2.2]

※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形）

検査（コア抜取り） [4.3.4][4.4.5]

※行わない

・行う　抜取り部の補修方法

※充填工法（・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル） [4.3.7]

・Uカットシール材充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.5][4.4.6]

充填材料	種別	備考
・シーリング材	※1成分形又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.6][4.4.7]

シール材料

・パテ状エポキシ樹脂

・可とう性エポキシ樹脂

改修標仕4.3.6(b)(3)を「プライマーを塗布したのち、シール材をパテへら等でクラックに押し込み、周囲と平滑に仕上げる。」と読み替える。

3 欠損部改修工法

・充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.7][4.4.8]

充填材料　※ポリマーセメントモルタル

・モルタル塗替え工法 [4.1.4][4.2.2][4.4.9]

仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置

※ステンレス製アンカーピンを縦横200mm程度の間隔に打ち込み、ステンレスラス等を張る。

・図示

既製目地材　・適用する（形状　※図示　　）[4.2.2]

4 浮き部改修工法

モルタルを撤去しない場合 [4.1.4][4.2.2][4.4.10]～[4.4.15][表4.4.3][表4.4.4]

改修工法の種類	アンカーピンの本数(本/m²) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/m²) 一般部	指定部	充填量(ml/箇所)	注入量(ml/箇所)
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※16	※25			※25	
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20	※25	※25
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13	※20	※12	※20	※25	※50

アンカーピン [4.2.2]

材質　※ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの

4-4 タイル張り仕上げ外壁改修工事

1 既存タイル張りの撤去

・外装タイル張り全面　・図示の範囲

撤去範囲　※下地モルタルまで　・躯体付けモルタルまで

2 ひび割れ部改修工法

改修箇所　※既存タイル張り面

・既存タイル撤去面（・コンクリート面　・モルタル面）

・樹脂注入工法 [4.1.4][4.3.4][4.5.2][4.5.5]

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300	※130
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40
	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130

注入材料 [4.2.2]

※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形）

検査（コア抜取り） [4.3.4][4.5.5]

※行わない

・行う　抜取り部の補修方法

※充填工法（・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル） [4.3.7]

・Uカットシール材充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.5][4.5.6]

充填材料	種別	備考
・シーリング材	※1成分形又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

3 欠損部改修工法

・タイル部分張替え工法 [4.1.4][4.5.7][4.2.2]

接着材の種類

※ポリマーセメントモルタル

・タイル張替え用エポキシ樹脂

・ウレタン樹脂及びシリコン樹脂

・タイル張替え工法 [4.1.4][4.6.8]

伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地 [4.6.8][表4.6.1]

位置　※改修標仕表4.6.1による　・図示

4 浮き部改修工法

タイルを撤去しない場合 [4.1.4][4.2.2][4.4.10～4.4.15][4.6.4][表4.4.3][表4.4.4]

改修工法の種類	アンカーピンの本数(本/m²) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/m²) 一般部	指定部	充填量(ml/箇所)	注入量(ml/箇所)
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※16	※25			※25	
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20	※25	※25
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13	※20	※12	※20	※25	※50

アンカーピン [4.2.2]

材質　※ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの

5 陶磁器質タイル張り

タイルの種類 [4.2.2][4.5.7][4.5.8]

施工場所・用途	形状寸法(mm)	耐凍害性 あり	なし	うわぐすり 施釉	無釉	役物 あり	なし	色 標準	特注	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	

備考欄に記載された商品名等は、品質の程度を示すための参考商品名である。

役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする

タイルの見本焼き　※行わない　・行う [4.2.2]

壁タイル張りの工法 [4.6.8][表4.5.3]

外装タイル　・密着張り　・マスク張り

タイルの試験張り　※行わない　・行う [4.2.2]

6 目地改修工法

・目地ひび割れ部改修工法 [4.1.4][4.5.16]

・伸縮目地改修工法 [4.1.4][4.5.16]

4-5 塗り仕上げ外壁改修工事

1 既存塗膜等の除去及び下地処理

既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 [4.6.3][表4.6.2～表4.6.5]

工法	処理範囲	下地ひび割れ部等の補修
・サンダー工法	※既存仕上げ面全体	・ひび割れ部改修工法
※高圧水洗工法	既存仕上げ面全体（外装薄塗材）30MPa / 既存仕上げ面全体（防水形複層塗材）15MPa	・浮き部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体	・欠損部改修工法
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上げ面全体	

2 下地調整

※下地調整塗材 [4.2.2][4.6.3]

・ポリマーセメントモルタル

・防水形仕上げ塗材主材

3 仕上げ塗材

種類、仕上げの形状、工法 [4.1.4][4.2.2][表4.2.4][表4.2.5]

種類	呼び名	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材E	・砂壁状　・着色骨材砂壁状
	・防水形外装薄塗材E	・凹凸模様
・複層仕上塗材	・複層塗材CE	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸模様
	・複層塗材E	耐候性　※耐候形3種　・耐候形2種
	・複層塗材RE	上塗材
	※防水形複層塗材E	溶媒　※水系　・溶剤形
	・防水形複層塗材RS	樹脂　※アクリル系　・ポリウレタン系
	・	外観　※つやあり　・つやなし　・メタリック
	・	防水形の増塗材　※行う

防火材料　・建築基準法に基づく指定又は認定を受けた材料とする。 [4.2.2]

⑤ 建具改修工事

1 改修工法 [6.1.3]

改修工法	適用箇所
・かぶせ工法	※建具表による
・撤去工法	※建具表による

2 見本の製作等 [5.1.5]

・見本の製作　（建具番号　　）

・特殊な建具の仮組　（建具番号　　）

3 防犯建物部品 [5.1.7]

※適用する（適用部品及び適用位置は図示による）

④ アルミニウム製建具

外部に面する建具の性能等級 [5.2.2][5.2.4][表5.2.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S－4	※A－3	※W－4	※70	
※B種	S－5	・	・	・	
・C種	S－6	A－4	W－5	100	

表面処理 [5.2.4][表5.2.2]

施工箇所	種別	色合い等
外部建具	※B－1種	無着色
	・B－2種	標準色（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）
	・	・
内部建具	※C－1種又はB－1種	無着色
	・C－2種又はB－2種	標準色（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）

5 網戸 [5.2.3]

防虫網

網の種別　※合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス(SUS316)製

形式　・外部可動式　・固定式　・図示

6 樹脂製建具

外部に面する建具の性能等級 [5.3.2][5.3.4][表5.3.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S－4	A－4	※W－4	※70	
※B種	S－5		W－5	・	
・C種	S－6				

外部に面する建具の遮音性能等級 [5.3.2][5.3.4][表5.3.2]

種別	遮音性能	施工箇所
・T－A種	・T－1	
・T－B種	・T－2	

外部に面する建具の断熱性能等級 [5.3.2][5.3.4][表5.3.3]

種別	断熱性能	性能値(m²・K/W)	施工箇所
・H－A種	・H－4	0.344以上	
・H－B種	・H－5	0.430以上	

ガラス　※複層ガラス　・単層ガラス　・三重ガラス [5.3.3]

表面色　標準色（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー） [5.3.4]

水切り　※図示 [5.3.5]

7 鋼製建具（標準型鋼製建具を含む）

簡易気密型の簡易気密型ドアセット性能値 [5.4.2][5.4.6][表5.4.1]

※適用する（適用箇所は建具表による）

外部に面する建具の耐風圧性 [5.4.2][5.4.6][表5.2.1]

・S－4　・S－5　・S－6

鋼板類の厚さ（1枚戸の有効開口幅950mm又は有効高さ2,100mmを超える場合）

※下表以外は表5.4.2による [5.4.4][表5.4.2]

区分		使用箇所	厚さ(mm)
窓	枠類	外部の下枠、水切り板	2.3
出入口	枠類	外部に面するスイングドアの建具	2.3
	戸	中骨	2.3

・図示

8 鋼製軽量建具（標準型鋼製軽量建具を含む）

簡易気密型ドアセットの性能値の適用は建具表による [5.5.2][5.6.6]

9 ステンレス製建具

簡易気密型ドアセットの性能値の適用は建具表による [5.4.2][5.6.2][表5.4.1]

外部に面する建具の耐風圧性 [5.4.2][5.6.2][表5.2.1]

・S－4　・S－5　・S－6

10 木製建具

かまち戸の樹種　かまち（　　）　鏡板（　　） (16.7.2)

ふすまの上張り　※新鳥の子又はビニル紙程度　・鳥の子 (表16.7.3)

ふすまの縁の仕上げ　・塗り縁　・生地縁 (表16.7.9)

11 建具用金具

マスターキー　※製作する（　本）　・製作しない [5.7.4]

鍵札数量　・錠前1組に2枚とする　・錠前1組に　枚とする

かぎ箱　市販品　形式　・30組用　・60組用　・120組用　・

12 自動ドア開閉装置

自動ドアの開閉機構 [5.8.3][表5.8.3]

開閉方法	センサーの種類			
※スライディングドア	・マットスイッチ	・電子マットスイッチ	・タッチスイッチ	※光線スイッチ
・スイングドア	・音波スイッチ	・ペダルスイッチ	・熱線スイッチ	・光電スイッチ
	・押しボタンスイッチ	・多機能複所スイッチ		

凍結防止措置　※行わない　・行う（　　） [5.8.3]

13 自閉式上吊り引戸装置

※適用する（適用建具及び適用位置は図示による） [5.9.1]

14 重量シャッター

外部に面するシャッターの耐風圧強度（　　）N/m² [5.10.2]

開閉機構　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式 [5.10.2][表5.10.1]

一般重量シャッターのシャッターケース　※設ける　・設けない [5.10.2]

15 軽量シャッター

開閉形式　※手動式　・上部手動式（手動併用） [5.11.2][表5.11.1]

外部に面するシャッターの耐風圧強度（　　）N/m² [5.11.2]

スラット　厚さ(mm)　・0.5　・0.6　・0.8　・1.0 [表5.11.2]

材質　※塗装溶融亜鉛めっき鋼板又は鋼帯 [5.11.3]

形状　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形 [5.11.4]

ガイドレール等　※鋼板製　・ステンレス製SUS304(厚さ1.5mm) [表5.11.2]

シャッターケース　厚さ(mm)　・0.4　・0.8 [表5.11.2]

16 オーバーヘッドドア

[5.12.2][5.12.3][表5.12.1]

セクション材料	開閉方式	収納形式	ガイドレール
※スチールタイプ	※バランス式	・スタンダード形	・溶融亜鉛メッキ鋼板
・アルミニウムタイプ	・チェーン式	・ローヘッド形	※ステンレス鋼板(SUS304)
・ファイバーグラスタイプ	・電動式	・ハイリフト形	
		・バーチカル形	

耐風圧性能による区分　・50　・75　・100　・125 [5.12.2]

⑰ ガラス

下記以外は、建具表による [5.13.2]

・合わせガラス

特性による種類　※ II－1類

・強化ガラス

材料板ガラスによる種類	特性による種類
・フロート強化ガラス	III類（曲面はI類）
・型板ガラス	

・熱線吸収板ガラス

材料板ガラスによる種類	色調
・熱線吸収フロート板ガラス	・ブルー　・グレー　・ブロンズ　・グリーン
・熱線吸収網入り磨き板ガラス	

・複層ガラス

品質	断熱性、日射遮へい性による区分
・断熱複層ガラス	※U3－1　・U3－2
・日射遮へい複層ガラス	・E4　・E5

特記仕様書（そのII）

図面経歴	株式会社 上越建築設計事務所 一級建築士事務所新潟県知事（チ）第1142号 新潟県上越市木田1丁目4番1号 TEL025(522)0255	管理建築士 一級建築士登録第299611号 石塚由重	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 仕様書（そのII）	縮尺 NO SCALE / 年月日 H29.03	担当 / 製図	図面番号 02

⑤ 建具改修工事

17 ガラス

・熱線反射板ガラス

品質	反射皮膜面	材料板ガラスの種類	映像調整
※熱線反射ガラス	※内面　・外面	・フロート板ガラス	※行わない
・高性能熱線反射ガラス	・内面	・熱線吸収フロート板ガラス	・行う
		・強化ガラス	
		・倍強度ガラス	

・倍強度ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	色調
※フロート倍強度ガラス	
・熱線吸収倍強度ガラス	・グレー　・ブルー　・ブロンズ　・

⑱ ガラス留め材

[5.13.2][表3.7.1]

建具の種類	種類
アルミニウム製	・シーリング材　※ガスケット(FIX部はシーリング材)
鋼製及び軽量鋼製	※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材

19 ガラスブロック積み

ガラスブロック　[5.13.5]

寸法(mm)		表面形状		性能等	
呼び寸法	厚さ	色調	パターン	防火性能	耐火性能
		※クリア		※無し	※無し
		・		・	・

使用金属枠及び補強材

使用金属枠の種類	規格及び補強材等
※アルミニウム製	・標仕16.2.3のアルミニウム製建具の材料による
・	・

化粧目地モルタルの色　※モルタル色　・

シーリング材料

下記以外は改修標仕表3.7.1による　[5.13.5][3.8.2][表3.8.1]

被着体の組合せ	シーリング材の種別		
	記号	主成分による区分	耐久性による区分

20 ガラス用フィルム

名称	種類	貼り面	性能等
※ガラス飛散防止フィルム	第2種	※内貼り　・外貼り	飛散防止率　D1
・			

品質　JIS A 5759による

⑥ 内装改修工事

① 基本要求品質

[6.1.2]

特記以外の建物内部に使用する内装改修工事の建材製品等の品質、又は製品を構成する材料のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆を基本とする。なお、該当する材料等がない場合において、F☆☆☆☆以外の材料等を使用する場合は監督員の承諾を受けること。

② 改修範囲

⊙既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲　[6.1.3]

※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う

⊙図示の範囲

・天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲　[6.1.3]

※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う

・図示の範囲

⊙天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修　[6.1.3]

※既存のまま

⊙図示の範囲

③ 施工数量調査

[1.5.2]

下記の調査結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。

⊙内部床、壁、天井等の改修後に見え掛りとなる既存のコンクリート、モルタル、タイル、プラスター、ボード等の面

調査内容

ひび割れの幅及び長さを壁面等に図示する。

モルタル、タイル、プラスターの浮き部分を壁面に表示する。また、モルタルの欠損部分(モルタル目地を含む。)を調査する。

仕上材の欠損部、腐朽部、錆錆部を壁面に表示する。

⊙カバー工法による床・壁・天井改修箇所の下地材

調査内容

既存下地材の不陸、脆弱部、欠損部を調査する。

天井下地組の強度、腐朽状況を調査する

・改修工事後も使用する建具(枠、額縁を含む。)

調査内容

建具の建付け状況、建具金物の不具合の有無、仕上げ材の欠損部、腐朽部を調査する。

⊙設備工事及び既存部分と改修部分との取合い部の整合を調査する。

⊙造り付けの実験台、作業台、流し及び黒板等で監督員が指示したものについて、欠陥部分不具合の有無を調査する。

4 既存床の撤去及び下地補修

・ビニル床シート等の撤去　[6.2.2]

※仕上げ材のみ(接着剤とも)

・下地モルタルとも(※図示の範囲)

・行わない(※図示の範囲)

・合成樹脂塗り床の材の除去工法　[6.2.2]

・機械的除去工法

※目荒工法

改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内　・　[6.2.2]

⑤ 既存壁の撤去並びに下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修　[6.3.2][4.4.9]

※図示

・[4.4.9]モルタル塗替え工法

仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置

※ステンレス製アンカーピンを縦横200mm程度の間隔に打ち込み、ステンレスラス等を張る。

・図示

6 木下地等

代用樹種　[6.5.2][表6.5.4]

・改修標仕表6.5.4によるほか、樹種のうちすぎは「越後杉ブランド」を使用する。

・代用樹種を適用しない箇所（　　）

7 集成材

[6.5.2]

品名	規格・品質	心材の樹種	化粧薄板の樹種
・造作用集成材	※1等　・2等	・	・
・化粧ばり造作用集成材	※1等　・2等	・	・
・化粧ばり構造用集成材	※1等　・2等	・	・
・	・		
・	・		

⑧ 接着剤

大工工事に使用する接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性とする。　[6.5.3]

9 防腐・防蟻処理

防腐処理　※行う(適用範囲　※改修標仕6.5.5(a)による　・図示)　[6.5.5]

防蟻処理　・行う(適用範囲　　)　[6.5.5]

防腐・防蟻剤は、クロルピリホス等を含まない非有機りん系の表面処理用木材保存剤とし、種類及び品質等が確認できる資料を監督員に提出し承諾を受ける。

防腐・防蟻処理の方法

工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。

ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて表面処理用木材保存剤を塗布することとする。

10 軽量鉄骨天井下地

屋外の場合の形式及び寸法　[6.6.3][表6.6.2]

※下表以外は、改修標仕6.6.3及び表6.6.2による

下地材の間隔(mm)			施工箇所
野縁受、吊りボルト、インサート		野縁	
中央部	周辺部		

ただし、建築基準法に基づき想定する条件により、定まる風圧力に対応した工法を改修標仕1.2.2[施工計画書]による品質計画で定める。

既存の埋込インサート　・使用する　・使用しない　[6.6.4]

あと施工アンカーの引抜き試験　・行う　・行わない　[6.6.4]

屋外の場合の試験

荷重　・400N　・

箇所数　・当該階において3箇所程度　・図示

ふところが3mを超える場合の補強　※図示　・　[6.6.4]

屋外の天井の補強　※図示　・改修標仕6.6.4(k)による　[6.6.4]

⑪ ビニル床シート張り

[6.8.2]

種類	JISの記号	色柄	厚さ(mm)
※発泡層のないもの	※FS　・	※無地　・マーブル柄	※2.0
・発泡層のあるもの		※柄物　・無地	
・			

下地　・既存床仕上げ材清掃の上、目荒らし　[6.8.3]

工法　※熱溶接工法　・突付け(施工箇所　　)　[6.8.3]

12 ビニル床タイル張り

[6.8.2]

種類	JISの記号	厚さ(mm)	備考
※コンポジションビニル床タイル	KT	※2.0	
・単層ビニル床タイル	TT	・	
・複層ビニル床タイル	FT	・	
・置敷きビニル床タイル	HTL	・	
・薄型置敷きビニル床タイル	FOB	・	

13 帯電防止床タイル張り

[6.8.2]

種類	厚さ(mm)	性能
・コンポジションビニル床タイル	※2.0　・	体積抵抗値(JIS K 6911による) 1.0×10^{9} Ω以下、又は、
・ホモジニアスビニル床タイル	※4.0又は4.5	漏洩抵抗値(JIS A 1454による) 1.0×10^{10} Ω未満
・		
・		

14 視覚障害者用、注意喚起用床材

[6.8.2]

視覚障害者用タイル

適用箇所	種類	寸法(mm)	形状
屋内	・塩化ビニル系	※300×300　・	ブロックパターン
	・レジンコンクリート系	※300×300　・	JIS T 9251
	・磁器又はせっ器タイル	・	による
屋外	・コンクリート系	※300×300×60　・300×300×30	色彩は黄色とする
	・磁器又はせっ器タイル	・	

⑮ ビニル幅木

高さ(mm)　※60　・75　⊙100　[6.8.2]

16 カーペット敷き

[6.9.2][6.9.3][表6.9.1]

・織じゅうたん

種類	織り方	パイル形状	帯電性	色・柄等
・A種	・ウィルトンカーペット	・カットパイル	人体帯電圧	※単一色(無地)
・B種	・ダブルフェースカーペット	・ループパイル	※3kV以下	・柄物(標準品)
・C種	・アキスミンスターカーペット	・カット,ループ併用	・	

・タフテッドカーペット　[6.9.3][6.9.4][表6.9.2]

パイル形状	パイル長(mm)	工法	帯電性
・カットパイル	※5.0~7.0　・	※全面接着工法	人体帯電圧
・マルチレベルループ	※4.0~6.0　・	・グリッパー工法	※3kV以下
・レベルループパイル	※4.0		・
・カット,ループ併用	・		

・タイルカーペット　[6.9.3]

種別	パイル形状	電気抵抗値(Ω)	施工箇所
※第一種	※ループパイル	※適用しない	
・	・カットパイル	・10^{9} Ω以下	

17 合成樹脂塗床

[6.10.3][表6.10.4~表6.10.8]

種類	仕上げの種類
・弾性ウレタン塗床材	※平滑仕上　・防滑仕上　・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗床材	※薄膜流し展べ仕上げ(※平滑　・防滑)
	・厚膜流し展べ仕上げ(※平滑　・防滑)
	・樹脂モルタル仕上げ(※平滑　・防滑)
	・薄膜型塗床

18 フローリング張り

[6.11.2~6.11.7][表6.11.1~表6.11.4]

品名	樹種	等級	板厚	工法	仕上塗装
・フローリングボード	・なら	・1等	※15	・釘留め工法	・塗装品
	・ぶな		・18	・接着工法	・無塗装品
・フローリングブロック	・なら	・1等	※15	・モルタル埋込工法	・
	・		・	・接着工法	・
・天然木化粧複合フローリング	・	※C種	・	※釘留め工法	※塗装品
		・	・	・接着工法	・無塗装品
・	・	・	・	・	・

19 畳敷き

[6.12.2][表6.5.10][表6.12.1]

適用箇所	畳の種別
改修標仕表6.5.10による床組	・A種　・B種　・C種　・D種(※KT-Ⅲ・　)
ポリスチレンフォーム床下地	・C種　・D種(※KT-Ⅲ・　)

⑳ せっこうボードその他のボード張り

[6.13.2][表6.13.1]

種類	JISの記号	厚さ(mm)・規格等
・硬質木毛セメント板	HW	・15　・20　・25
・普通木毛セメント板	NW	・15　・20　・25
・けい酸カルシウム板	0.8FK	タイプ2(無石綿)
・ロックウール化粧吸音板	DR	※フラットタイプ(※9.0　・12.0　・　) ・凹凸タイプ(※12.0　・15.0)　((柄)不燃)
⊙せっこうボード	GB-R	⊙9.5(準不燃)　⊙12.5(不燃)
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5(不燃)　化粧無(下地張り用) 化粧有(トラバーチン模様)
・シージングせっこうボード	GB-S	・9.5(準不燃)　・12.5(準不燃)
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5(不燃)　・15.0(不燃)
・普通合板		
・		

軽量鉄骨下地ボード張替の場合の遮音シール材　[6.13.2]

※適用する　・適用しない

・せっこうボードの継目処理

継目処理の工法	施工箇所
・継目処理工法(ベベルエッジボード)	
・突付け工法	
・目透かし工法	

21 吸音材

[表6.13.1]

種類	記号	厚さ(mm)
・ロックウール吸音ボード1号	RW-B	※25　・
※グラスウール吸音ボード2号32K	GW-B	※25　・

㉒ 壁紙張り

[6.14.2]

施工箇所	紙系	繊維	ビニル	化学繊維	無機質	防火性能の種別	備考
更衣室	・	・	⊙	・	・	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	

モルタル、プラスター面等の下地調整　[6.14.3][7.2.5][7.2.6][表7.2.4][表7.2.5]

※RB種　・RA種(施工箇所：　　)

せっこうボード面の下地調整　[6.14.3][7.2.7][表7.2.7]

※RB種　・RA種(施工箇所：　　)

23 モルタル塗り

既製目地材　※適用しない　・適用する(形状は図示による)　[6.15.3]

24 陶磁器質タイル

[6.16.3]

タイルの種類

施工場所・用途	形状寸法(mm)	耐凍害性 あり	耐凍害性 なし	うわぐすり 施釉	うわぐすり 無釉	役物 あり	役物 なし	色 標準	色 特注	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	

タイルの試験張り　※行わない　・行う　[6.16.3]

タイルの見本焼き　※行わない　・行う　[6.16.3]

壁タイル張りの工法　[6.15.5][表6.16.4][表6.16.5]

内装タイル　※壁タイル接着剤張り　・積上げ張り

25 フリーアクセスフロア

(20.2.2)

施工箇所	構法	仕上り高(mm)	適用地震時水平力	耐荷重性能 注(1)	表面仕上げ材 注(2)
	・パネル構法	・	・1.0G	・3,000N	・帯電防止床タイル
	・根太構法	※50未満	・0.6G	・5,000N	・タイルカーペット
	・パネル構法	・	・1.0G	・3,000N	・帯電防止床タイル
	・根太構法	※50未満	・0.6G	・5,000N	・タイルカーペット

注1：耐荷重性能5,000Nについては、国土交通省の建設技術評価「耐重型フリーアクセスフロアの開発」において評価を取得したもの又は同等のものとする。

注2：表面仕上げ材の品質・規格等は、13帯電防止床タイル張り、16カーペット敷きによる。

スロープ及びボーダー

※製造所の標準仕様(ただし、構成材は標仕20.2.2(b)(2)による)

・図示

コンセント等の取付け対応

仕様　※製造所の標準仕様(コンセント本数は別途設備工事)

コンセントの箇所数　※10~15㎡に1箇所程度

配線取出しパネル

フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　※20~30%

配線取り出し開口　※40mm×80mm程度の開口

室間所取差出しパネル

※無し

・有り(※固定式　・可動式　：施工箇所は図示)

26 可動間仕切

(20.2.3)

構造形式	パネル部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	仕上げ	遮音性(JISによる記号)
※パネル式	・	※鋼板(※0.6　・0.8)	※メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼き付け	・有り
・スタッド式				
・スタッドパネル式		・	・	

不燃材料の認定　・有り

27 移動間仕切

(20.2.4)

遮音性能による区分	厚さ(mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般タイプ		※鋼板	・焼付け塗装	・手動式　・電動式 ・部分電動式
・遮音タイプ(注1)		※鋼板	・焼付け塗装	・手動式　・電動式 ・部分電動式

注1：JIS A 1416による試験方法において、中心周波数500Hzの音の透過損失が36dB以上の性能を有するものとする。

注2：表面仕上げの壁紙張りの品質は、22壁紙張りによる。

パネル圧接装置操作方法　※製造所標準仕様　・

28 トイレブース

表面仕上げ材　・メラミン樹脂系化粧板(標準色　アルミ製コーナーエッジ付き)　(20.2.5)

・ポリエステル樹脂系化粧板

脚部　※幅木タイプ　・支柱タイプ　(ステンレス製)

ドアエッジ　・フラット形　・曲面形

29 階段滑止め

材種　※ステンレス(SUS304)　・アルミ　(20.2.6)

形状　※ビニルタイヤ入り

両端フラットエンド　※有り(・ステンレス製　※ビニル製)　・無し

・ビニルタイヤ無し

幅(mm)　・50　・65　・75　・

取付け工法　※接着工法　・埋込み工法

30 階段手すり

※集成材クリアラッカー仕上げ(市販品　径　約45mm又は約60mm)

・ビニル製ハンドレール(幅　約50mm)

31 黒板及びホワイトボード

(20.2.8)

種類		寸法(mm)	備考
・黒板	焼付け		※平面　・曲面　・スクリーン付引分
・ホワイトボード	ほうろう		※平面　・曲面　・スクリーン付引分

32 室名札

材種　※塩化ビニール製　・アクリル樹脂製　・図示　(20.2.10)

寸法　※260×80×5　・図示

受金具　・ステンレス(SUS304)　・図示

形式　・突出型　ケ所　・直付型　ケ所　※文字書込み　・文字彫込み

33 ブラインド

・既存再使用する(養生方法：　　　)　[2.3.1][5.1.6]

・新設する　(20.2.12)

形式	種類	スラットの材質	スラットの幅(mm)
※横形	※ギア式　・コード式	※アルミニウム合金	※25
	・操作棒式	・	
・縦形	・1本操作コード	・アルミスラット	・80
	※2本操作コード	・クロススラット	・100

34 ブラインドボックス及びカーテンボックス

・既存再使用する　[5.1.6]

・新設する

※市販品(アルミニウム製　押出し型材)

使用区分	深幅×奥さ(mm)		
・横形ブラインド	※90×150	・120×150	・
・縦形ブラインド	※120×80	・150×80	・
・カーテン(又はレース共)	※150×80	・180×80	・
・カーテン+横形ブラインド	※180×150	・	

色彩　・B-1　・B-2(・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー)

・図示

特記仕様書(その Ⅲ)

図面経歴	上越建築設計事務所	管理建築士	工事名称	図面名称	縮尺	担当	図面番号
	㈱ 上越建築設計事務所 一級建築士事務所新潟県知事 (チ) 第1142号 新潟県上越市木田1丁目4番1号 TEL025(522)0255	一級建築士登録第299611号 石塚由重	「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	仕様書(その Ⅲ)	NO SCALE		03
					年月日 H29.03	製図	

⑤ 内装改修工事

35 ロールスクリーン (20.2.13)

操作方法	スクリーンの種類	品質等
・プルコード式(ストッパー付き)	・標準	
・ワンタッチチェーン式	・防炎	
・チェーン式	・遮光タイプ	
・電動式	・	

36 カーテン及びカーテンレール

カーテン
・既存再利用する(養生方法：) [2.3.1][5.1.6]
・新設する (20.2.14)(表20.2.1)

施工箇所	形式 片引	形式 引分	装置 電動	装置 ひも引	装置 手引	名称・品質	ひだの種類	備考
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			

カーテンレール
・既存再使用する [5.1.6]
・新設する (20.2.14)
材種 ※アルミニウム製 ・ステンレス製
形式 ・片引き ・引分け(※端部用は300mm以上の召合せの重ね掛けとする)
1組の本数 ・シングル ・ダブル ・図示

㊲ 天井点検口

目地形状	適用箇所	寸法(mm)
⊙額縁タイプ	下記以外全て	※450×450
・目地タイプ	※図示 ・天井仕上げ材がDRの範囲	・600×600

38 床点検口

本体の材質	目地の材質	適用箇所	寸法(mm)
※アルミ製	※アルミ ・ステンレス ・黄銅	下記以外全て	※600×600
・ステンレス製			・

39 くつふきマット
市販品 材質 ・塩化ビニル製(コイル状、ステンレス製受枠)
・ビニル製(ステンレス製受枠)
・硬質アルミニウム製(受枠とも)
・ステンレス製(受枠とも)

40 人研ぎ洗し等
※サンダー掛け目荒らし後、クラック等をエポキシ系パテ処理し、エポキシ樹脂系塗床材を厚さ1.0mm塗布し仕上げる。
・再研ぎ出し(図示による)

41 室内掲示板
・表面材の張替え ※特殊発泡ビニールで張替える
・新設 枠の材質 ※アルミニウム製
表面の材質 ※特殊発泡ビニール張り

42 しっくい塗り
※施工箇所

室名	部位

※左官業者
新潟県左官業協同組合(平成26年12月31日に解散した新潟県左官業組合を含む。以下、同様。)の組合員が、新潟県左官業協同組合主催の「漆喰塗り技能者資格認定講習会」の修了者立ち会いのもとで施工すること。ただし、これによることができない場合は、理由及び施工者を明らかにした書面を提出し、監督員の承諾を受けて施工するものとする。
※材料、下地、調合、塗り厚、工程及び工法
「既調合しっくい塗り標準仕様書」(新潟県土木部都市局営繕課)による。

7 塗装改修工事

1 塗装業者
※(社)日本塗装工業会の会員 ・監督員の承諾する業者

2 材料
室内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。 [7.1.3]

3 下地調整 [7.2.1~7.2.7]

種別	施工箇所
・RA種	・図示による
※RB種	※RA種、RC種以外の全て(内部) ・図示による
・RC種	・図示による

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 [表7.2.4~表7.2.6]
※行う(補修範囲及び補修方法は監督員の指示による) ・行わない

4 錆止め塗料塗り [7.3.3][表7.3.3][表7.3.4]

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの種別	
鉄鋼面	・A種 ・B種 ※C種	見掛かり部分	※A種 ・B種
		見隠れ部分	・A種 ※B種
亜鉛めっき面	・A種 ・B種 ※C種	鋼製建具等	※A種 ・B種
		その他	・A種 ※B種

5 合成樹脂調合ペイント塗り [7.4.3]~[7.4.5][表7.4.1]~[表7.4.3]

下地の種類		塗替えの種別	新規塗りの種別	
木部		・A種 ※B種 ・C種	※A種 ・B種	下地調整は各表の注記書きによる
鉄鋼面		・A種 ※B種 ・C種	・A種 ※B種	
亜鉛めっき面	鋼製建具	※A種 ・B種 ・C種	・A種 ※B種	
	その他	・A種 ※B種 ・C種		

6 クリヤラッカー塗り(CL) [7.5.2][表7.5.1]
塗替えの種別 ・A種 ※B種
新規塗りの種別 ・A種 ※B種

7 アクリル樹脂系非水分散形塗料 [7.7.2][表7.7.1]

下地の種類	工程等	塗替えの種別	新規塗りの種別
コンクリート、モルタル面等	下地調整	・RA種 ※RB種 ・RC種	「塗料その他」の欄による
	塗り種別	・A種 ※B種	・A種 ※B種

8 耐候性塗料塗り [7.8.2]~[7.8.4][表7.8.1]~[表7.8.3]

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの種別	上塗り
鉄鋼面	・A種 ・B種 ・C種	※A種	・1級 ・2級 ・3級
亜鉛めっき鋼面	・A種 ・B種 ・C種	※A種	・1級 ・2級 ・3級
コンクリート面及び押出成形セメント板面	・A−1種 ・A−2種 ・B−1種 ・B−2種 ・C−1種 ・C−2種		

9 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り [7.9.2]~[7.9.5][表7.9.1]~[表7.9.4]

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの種別
コンクリート面、モルタル面等	・A種 ※B種 ・C種	・A種 ※B種
木部	・A種 ※B種 ・C種	※A種 ・B種 ・C種
鉄鋼面	・A種 ※B種 ・C種	・A種 ※B種
亜鉛めっき面	・A種 ※B種 ・C種	・A種 ※B種

10 合成樹脂エマルションペイント塗り [7.10.2][表7.10.1]
塗替えの種別 ・A種 ※B種 ・C種
新規塗りの種別 ・A種 ※B種

11 合成樹脂エマルション模様塗料塗り [7.11.2][表7.11.1]

塗替えの場合		新規塗りの種別
下地調整	塗替えの種別	・A種 ※B種
RB種の場合	※A種 ・B種 ・C種	下地調整は表の注記書きによる
RC種の場合	・A種 ・B種 ※C種	

12 ウレタン樹脂ワニス塗り [7.12.2][表7.12.1]
塗替えの種別 ・A種 ※B種
新規塗りの種別 ・A種 ※B種

13 木材保護塗料塗り [7.15.2][表7.15.1]
塗替えの種別 ・A種 ※B種
新規塗りの種別 ・A種 ※B種

8-1 耐震改修範囲以外の躯体改修工事

1 コンクリートの種別及び強度、品質
レディーミクストコンクリートの種別 [8.1.3][表8.1.1]
※I類 ・II類
普通コンクリートの設計基準強度 [8.1.3][8.1.4]

設計基準強度Fc(N/mm²)	適用箇所	スランプ
※21	・	・
・24	・基礎、基礎梁、スラブ	・18

2 鉄骨の工作図
高力ボルト及び普通ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8.1.6]
※建築工事監理指針による ・図示

3 鉄筋の種類 [8.2.1][表8.2.1]

種類の記号	呼び名(mm)
・SD295A	・D16以下
・SD345	・D19以上
・	

4 あと施工アンカーの材料
あと施工アンカーの材料 [8.2.4]
・金属拡張アンカー
※接着系アンカー カプセルの種類 ※有機系

5 セメントの種類
※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 [8.2.5][表8.2.3]
・高炉セメントB種( )
普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352J/g以下
	28d	402J/g以下

6 骨材の品質
アルカリシリカ反応性による区分 [8.2.5]
※A
・B (コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m³)

7 混和材料の種類
※混和剤 ・混和材 [8.2.5]

8 鉄筋の継手
※重ね継手 ・ [8.3.4][表8.3.3]

9 鉄筋の最小かぶり厚さ
最小かぶり厚さは、目地底から算定する。 [8.3.5][表8.3.6]
・耐久性上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さは下表による。

施工箇所	改修標仕表8.3.6の値に加える寸法(mm)
柱、梁、壁及び床などの外気に接する打放し面	※10 ・

8-2 耐震改修工事

1 コンクリートの種別及び強度、品質
レディーミクストコンクリートの種別 [8.1.3][表8.1.1]
※I類 ・II類
普通コンクリートの設計基準強度 [8.1.3][8.1.4]
※普通コンクリートの強度は構造標準図による

2 鉄骨製作工場
・監督員の承諾する製作工場 [8.1.5]
・建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた㈱日本鉄骨評価センター又は(社)全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「 グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場

3 施工管理技術者
※適用する [8.1.5]

4 鉄骨の工作図
高力ボルト及び普通ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8.1.6]
※建築工事監理指針による ・図示

5 鉄筋の種類 [8.2.1][表8.2.1]

種類の記号	呼び名(mm)
・SD295A	・D16以下
・SD345	・D19以上
・	

6 溶接金網
網目の形状、寸法及び鉄線の径 [8.2.2]

網目の形状、寸法(たて×よこ)	鉄線の径または呼び(mm)
※100×100	※6.0
・	・

7 あと施工アンカーの材料
あと施工アンカーの材料 [8.2.4]
・金属拡張アンカー
※接着系アンカー カプセルの種類 ※有機系

8 セメントの種類
※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 [8.2.5][表8.2.3]
・高炉セメントB種( )
普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352J/g以下
	28d	402J/g以下

9 骨材の品質
アルカリシリカ反応性による区分 [8.2.5]
※A
・B (コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m³)

10 混和材料の種類
※混和剤 [8.2.5]
・混和材(※JIS A 6202による膨張材 ・)

11 鋼材
鋼材の材質 [8.2.6][表8.2.7]

種類の記号	適用箇所	規格等
・SS400		※JIS規格による
・SN400B		※JIS規格による
		※JIS規格による

12 高力ボルト
高力ボルトの種別 [8.2.9]
※トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト

13 モルタル及びグラウト材
柱脚均しモルタル [8.2.11]
※無収縮モルタル
・
グラウト材 [8.2.11]
※無収縮グラウト材
※プレミックス形 ・現場調合形
無収縮グラウトの品質及び試験方法
※圧縮強度試験は、公的機関で行う。

圧縮強度	・材齢 3日	N/mm² 以上
	・材齢 7日	N/mm² 以上
	・材齢28日	N/mm² 以上
コンシステンシー	・J_{14}ロートによる流動時間 8±2秒	
	・	

・試験方法
・JIS A 1132(コンクリートの強度試験用供試体の作り方)に準じて、直径50mm、高さ100mmの円柱とする。圧縮試験は、JIS A 1108(圧縮強度の試験方法)により行う。
・図示による。

14 連続繊維シート補強
材料・形状 [8.2.12]
採用した工法の規定を満足するもの
材質
引張り強度(含浸硬化後)
・2500N/mm² 以上
・3000N/mm² 以上
ヤング係数(含浸硬化後)
・2.35×10⁵N/mm² 程度
・2.00×10⁵N/mm² 以上
工法 [8.2.12]
※(財)日本建築防災協会の評価を受けた工法
・
下地調整
仕上げモルタルの除去 ※行う ・行わない
柱の隅角部の面取り [8.21.7]
※工法の評価内容による
・

15 鉄筋の継手
継手工法 [8.3.4]

継手方法	呼び名(mm)	適用箇所
・ガス圧接		
・重ね継手		
・		

柱の配筋 [8.3.4][各部配筋参考図]
帯筋の組立ての形
※各部配筋参考図2.2による
種別 ※H形 ・W-I形
・図示

16 鉄筋の最小かぶり厚さ
最小かぶり厚さは、目地底から算定する。 [8.3.5][表8.3.6]
・耐久性上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さは下表による。

施工箇所	改修標仕表8.3.6の値に加える寸法(mm)
柱、梁、壁及び床などの外気に接する打放し面	※10 ・

17 打増し壁に用いるシアコネクタ
既存打ちコンクリート壁の打増し部に用いる既存部とのシアコネクタ [8.3.7]
種類 ※「7 あと施工アンカーの材料」による
間隔(mm) ※500×500 ・図示

18 圧接完了後の試験
圧接部の確認試験 [8.3.8]
※超音波探傷試験
・引張試験

19 あと施工アンカーの施工
穿孔時の埋込み配筋等の探査方法 [8.11.2]
※電磁波レーダー法
・電磁誘導法
・X線法

20 あと施工アンカーの施工確認試験
※全数の打音検査 [8.11.5]
※引抜き耐力試験
範囲 ※改修標仕8.11.5による
・補強量1枚あたり3本(梁下・柱・床(または梁上)各1本)以上
確認強度
※あと施工アンカーの確認強度は耐震補強計画による

21 鉄骨工作仮組 ※行う [8.12.9]

22 開先形状 ※鉄骨工事技術指針による ・図示 [8.14.4]

23 スカーラップ ※図示による ・監督員の指示による [8.14.7]

24 溶接部の試験 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 [8.14.11]
※行う

25 錆止め塗料 ※工場1回塗り 工事現場1回塗り [8.16.2]~[8.16.4]
・工場2回塗り
塗料種別 ※A種 ・B種

26 耐火被覆 [8.17.2]

種別		所要性能及び適用構造区分
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール	
	・半乾式吹付けロックウール	
	・湿式ロックウール	
	・	
・耐火板張り		
・耐火材巻付け		
・ラス張りモルタル塗り		

27 既存コンクリート面の目荒し
目荒らしの程度 [8.19.3]
※柱・梁面 打継ぎ面又は接合面全面の3/4以上
※壁面 打継ぎ面又は接合面の1/3程度
※平均深さ5~10mm程度で最大深さ15mm程度の凹部を有す

28 増設・補強工事のコンクリートの打込み
工法の種類 [8.19.8][8.21.5]
※流し込み工法
・圧入工法

29 柱補強
溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 [8.21.5]
柱頭柱脚の隙間部分の型枠
※ポリスチレンフォーム保温材等を埋込む ・図示

30 スリットの施工
幅 ※30mm~50mm程度 ・ 長さ ※300mm以上 [8.22.2]
形状 ※完全スリット(※既存鉄筋切断 ・既存鉄筋を 本残す)
・部分スリット(既存コンクリートを厚さ50mm程度残す)
撤去部の補修 ・撤去材と同一材
※無収縮モルタル(圧縮強度30N/mm² 以上)

⑪ 土工事

① 埋戻し及び盛土
・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した(3.2.3)(表3.2.1)

② 建設発生土の処理
・構内指示の場所(・敷き均し ・盛土) (3.2.5)
処理土)
⊖構外搬出適切処理(指定場所：)
・処分地未特定のため、場内仮置きとし契約後変更とする

特記仕様書(そのⅣ)

図面経歴	上越建築設計事務所 一級建築士事務所新潟県知事 (チ) 第1142号 新潟県上越市木田1丁目4番1号 TEL025(522)0255	管理建築士 一級建築士登録第299611号 石塚由宣	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 仕様書(そのⅣ)	縮尺 NO SCALE 年月日 H29.03	担当 製図	図面番号 04

特記仕様書（そのV）

⑨ 追加特記（改修工事）

① アスベスト含有建材の処理

施工調査 [9.1.1]
分析によるアスベスト含有の調査　・行う　⊙行わない
測定方法　※「JIS A1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）」による。

アスベスト粉じん濃度測定　・行う　・行わない
測定方法　※「JIS K3850 －1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
測定機関　※厚生労働省新潟労働局に登録されている作業環境測定機関とする
※計数分析は第1号登録の第1種作業環境測定士が行う

※建築物の解体工事、アスベスト除去について、以下の事項を適用する。
・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成26年3月31日付け　技術上の指針公示第21号）
・建築物の解体工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（建設労働災害防止協会）
・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル２０１４．６（環境省水・大気環境局大気環境課）

2 アスベスト含有吹付け材の除去
除去工法 [9.1.3]
※「改修標仕」9.1.3による。

3 アスベスト含有保温材等の除去
除去工法 [9.1.4]
※粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、手ばらしで行う。
・重ね落し・破砕・切断等による除去を行う。
※[9.1.3 アスベスト含有吹付け材の除去]により、作業場を隔離する。

④ アスベスト含有成形板の除去
養生等 [9.1.5]
建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開口部位（出入口、換気口、窓等）は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生シート等で塞ぐ。

アスベスト成形板の種類

材料名	使用部位	厚さ(mm)	備考
有孔石膏ボード	天井	7	

※上記以外にアスベスト含有が疑われる建材があった場合は、速やかに監督員と協議すること。

⑤ 除去したアスベスト等の処分等
除去したアスベスト等の処理 [9.1.3][9.1.4][9.1.5]
※密封処理（二重袋梱包）
・セメント固化　・溶融処理
・アスベストの中間処理に適する溶融施設
・認定を受けた無害化処理施設

6 断熱アスファルト防水改修 [9.2.3]

工法の種類	施工箇所
・P1BI	
・P2AI	
・P0DI	
・T1BI	
・M3DI	
・M4DI	

7 外断熱改修 [9.3.2]

外装材の種類	施工箇所	防火性能	備考

既存外装材の撤去　・行う　・行わない [9.3.3]
下地面の清掃　・行う　・行わない [9.3.3]
断熱材を設置する部分の下地に欠損部がある場合 [9.3.3]
※[4.1.4 外壁改修工法の種類]による
通気層　・設ける　・設けない [9.3.4]
厚さ　mm
建築基準法に基づき指定する条件により、定まる風圧力に対応した工法を改修標仕1.2.2[施工計画書]による品質計画で定める。

8 ガラス改修
本特記仕様　5 建具改修　16 ガラスによる [9.4.2]

9 断熱・防露改修
断熱材打込み工法の材料 [9.5.2]
・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材　・硬質ウレタンフォーム保温材A種
・押出法ポリスチレンフォーム保温材　・フェノールフォーム保温材　（3種2号を除く）
断熱材現場発泡工法の材料 [9.5.3]
※A種1とし、難燃性を有するものとする。　吹付け厚さ　mm

10 屋上緑化改修
工法 [9.6.3]
※「建築ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」（平成12年5月31日付け 建設省告示第1458号）による風圧力に対応した躯体工法を改修標仕1.2.2[施工計画]で定める

かん水装置　・設置する（図示による）　・設置しない [9.6.3]
枯損植及び枯損処理 [9.6.4]
※引渡しの日から1年間　・　年間　・　年　月　日まで

11 遮水性アスファルト舗装改修
既存舗装の撤去 [9.7.2]

舗装撤去箇所	再利用する骨

⑩ 追加特記

① 公共事業労務費調査への協力
※協力する

② 工事監理方式
共同監理　⊙有り　・無し

3 適用基準等
・営繕工事電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修）
※工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課作成）

④ 総合図
※作成する

⑥ 工事成績評定
※受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
（様式等は、工事運行マニュアルによる。）

⑥ 排出ガス対策型建設機械
本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。
ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット類 （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの 油圧ハンマ・バイブロハンマ・油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。

※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。

⑦ 工事区分表
注）原則○印を運用する。ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする工事に運用する。

項目		建	電	空	衛	昇	備考
躯体関係							
1.RC造(床・壁・梁)の貫通孔・開口部	貫通スリーブ材及び取付け	○	○	○	○		
	補強を要する型枠材及び取付け	○					
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○		防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○		防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の補強	○					
	スリーブ・型枠の穴埋め	○	○	○	○		
2.S・SRC造・はり貫通口	S・SRC造貫通補強鋼管スリーブ・補強	○					
	使用されたスリーブの穴埋め	○	○	○	○		
	予備スリーブの穴埋め	○	○	○	○		
3.設備機器の基礎	建築設計図に記入のあるもの	○					
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）		○	○	○		
	屋外・屋上の基礎	○					
	屋上基礎で押さえコンにアンカーしない軽微なもの		○	○	○		
	機器取付け用アンカー・架台		○	○	○		
	屋内受水タンク用の基礎	○					
仕上げ関係							
建築天井・壁下地	補強を要するボードの切り込み及び下地の補強	○					
	補強を要しないボードの切り込み		○	○	○		
	開口部の墨出し		○	○	○		
電気関係							
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）			○	○		二次側
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		○				一次側
	機器付属操作スイッチの取付け及び取り配管配線			○	○		
その他（工事区分を特に間違えやすい項目）							
天井材	取外し再取付（各種配管配線作業用）	○	△	△	△		小規模は要協議

⑧ 発生材の処理等 [1.3.8]

1 再生資材の利用
下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考
再生クラッシャーラン	40	基礎下	最寄の施設	

2 建設発生土の利用
盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3 建設発生土の搬出
工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称	
工事場所／施設所在地	
連絡先	
仮置場所の有無	
備考	

④ 建設廃棄物の搬出
工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとし積算している。

搬出する廃棄物名	がれきくず、廃プラスチック、ガラス陶器くず、ボード類くず、アスファルト防水くず
処理施設名称	最寄の中間処理施設
施設所在地	上越市地域
連絡先	
備考	

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

⑤ 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

⑥ 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

⑦ 協議について
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

9 化学物質の濃度測定
1) 測定時期 [1.5.9]
・測定時期は家具設置等の別途工事が行われる前とする。ただし、内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること、及び中央式空気調和設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していることとする。
・測定時期は工事完了時とする。なお、内部工事期間等が特記されている場合は、内部工事完了時と工事完了時に、それぞれ行う。
※測定時期の決定は、測定結果が指針値を超えた場合に、6）の措置を講じる時間を見込むこと。

2) 測定対象物質
※ホルムアルデヒド　（指定値0.08ppm以下）
※トルエン　（指定値0.07ppm以下）
※キシレン　（指定値0.2ppm以下）
※エチルベンゼン　（指定値0.88ppm以下）
※スチレン　（指定値0.05ppm以下）
・パラジクロロベンゼン　（指定値0.04ppm以下）

3) 測定室
・①棟 2階 家庭科室　（測定箇所　1　箇所）
・①棟 3階 図工室　（測定箇所　1　箇所）
・①棟 4階 普通教室　（測定箇所　1　箇所）

⑩ 追加特記

9 化学物質の濃度測定
4) 測定方法
測定機器
※パッシブ型採取機器　・監督員の承諾する機器
測定要領
※測定前の措置
測定を開始する前に、測定対象室のすべての窓及び扉（造りつけ家具、押入等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30分間換気する。その後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造りつけ家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。
※ 測定は次のイ～ハによる。
イ 上記測定前の措置の状態のままで測定する。
ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう10時30分から18時30分までの時間帯で測定する。
ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。
※その他
上記測定前の措置及び測定においては、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

5) 測定結果の分析
※測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し濃度を測定する。

6) 測定結果が指針値を超えた場合の措置
※測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度4）、5）により、測定を行う。

7) 報告書の提出
※完了検査日までに報告書を提出する。
・内部の工事期間終了時。

⑩ アスベスト含有建材
※アスベスト含有の建材は使用しない。
ただし、やむを得ずアスベスト含有建材を使用する場合は、事前に監督員と協議を行うこと。

⑪ 建設工事における市内下請及び資材発注について
1 下請発注について
受注者は本建設工事の施工に当たり、工事の一部を下請企業に請け負わせて施工しようとする場合には、下請企業を上越市内企業の中から選定するよう努めるものとする。

2 建設資材発注について
受注者は本建設工事の施工に当たり、建設資材を発注しようとする場合には、納入企業を上越市内企業の中から選定するよう努めなければならない。また、上越市産資材がある場合には、他に優先して使用するよう努めるものとする。

⑫ 火災保険等
建設工事請負契約約款第62条に基づき、受注者は工事目的物及び工事材料（支給材料含む）等を下記により火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む）に付すものとする。
1 保険の種類　保険の種別は、下記のいずれかとする。
1）普通火災保険契約　2）火災建築保険契約　3）建設工事保険契約　4）組立保険契約
2 保険の対象　工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）に火災保険を付すものとする。
工事目的物：工事出来高見込額相当分とする。
工事材料　：現場に搬入した検査済み工事材料とする。
支給材料　：受注者に引渡し済み支給材料。
但し、工事内容で基礎工事及び屋外工作物等については、保険に付する対象から除外することができる。また、継続工事での前回施設部分及び改修工事（修繕、改修、模様替え等を含む）での既設建築部分は保険契約の対象としない。
3 保険の時期、期間、金額　加入期間及び金額は、受注者が下表により選択できる。

保険の種類	・普通火災保険　・火災建築保険 ・建設工事保険　・組立保険
付保の除外	・杭工事　・地中埋設物
付保の時期	中間金請求前
保険の期間	引渡日迄
保険対象額	工事の請負金額から付保の除外部分の額を控除した金額以上の額

⑬ 建設副産物の利用・搬出実績
請負金額が100万円以上となる工事については、建設副産物の利用・搬出実績を把握するため、「建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）」（国土交通省ホームページよりダウンロード可能）により、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成し、FD又はCDにて提出する。

⑭ CADデータ
設計図CADデータは、当該工事以外での使用を禁止する条件で、無償貸し出しする。

図面経歴	株式会社 上越建築設計事務所 一級建築士事務所新潟県知事（チ）第1142号 新潟県上越市木田1丁目4番1号 TEL025(522)0255	管理建築士 一級建築士登録第299611号 石塚由重	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 仕様書（そのV）	縮尺 NO SCALE 年月日 H29.03	担当 製図	図面番号 05

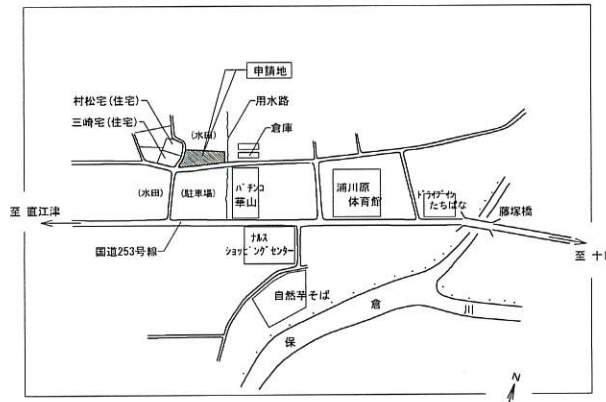

付近見取図

申請地:上越市浦川原区長走字島之前 761

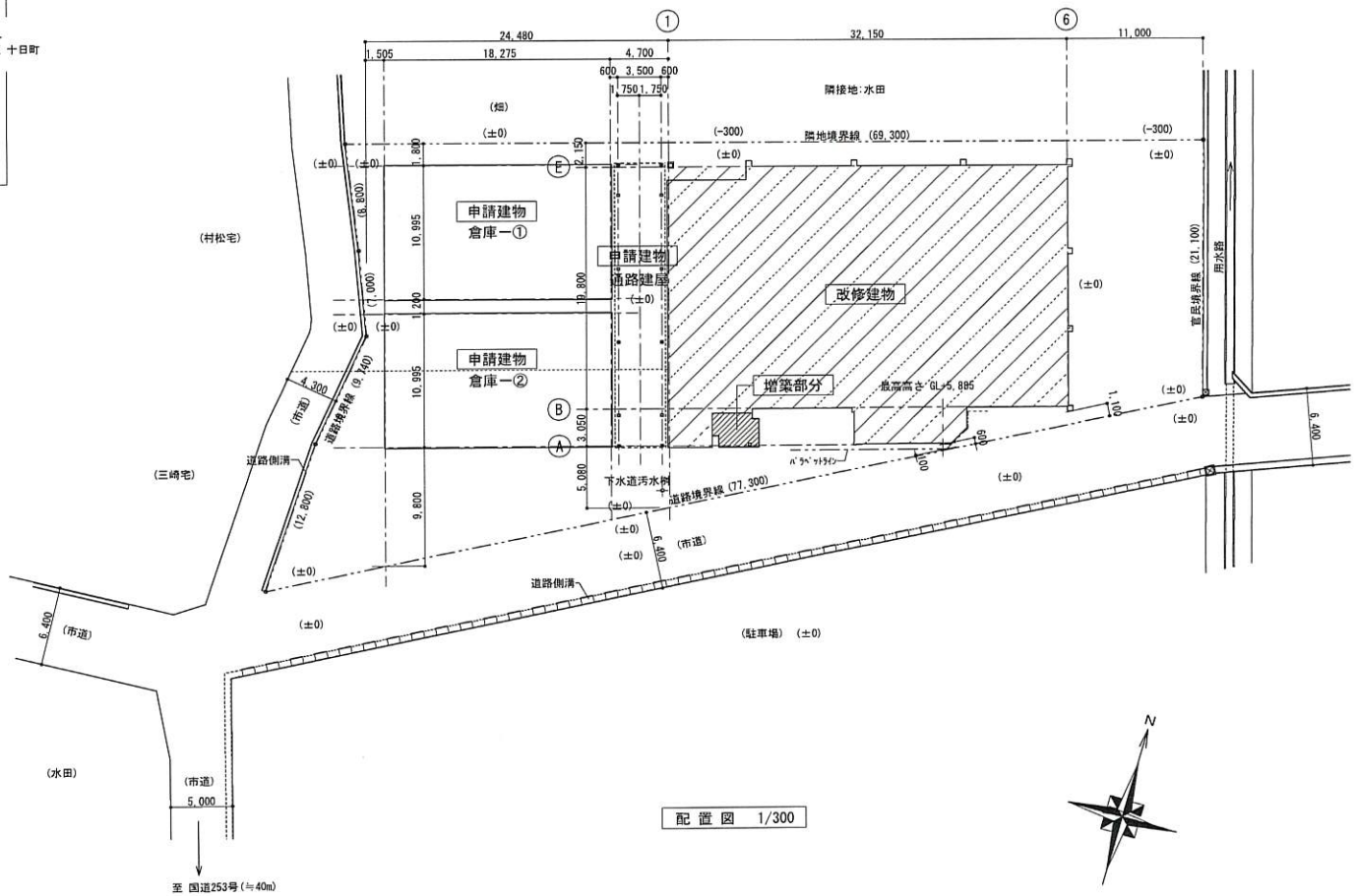

配置図 1/300

図面経歴	株式会社 上越建築設計事務所 一級建築士事務所新潟県知事 (チ) 第1142号 新潟県上越市木田1丁目4番1号 TEL522(522)0255	管理建築士 一級建築士登録第299611号 石塚由宣	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 付近見取図・配置図	縮尺 1/300 年月日 H29.03	担当 製図	図面番号 06

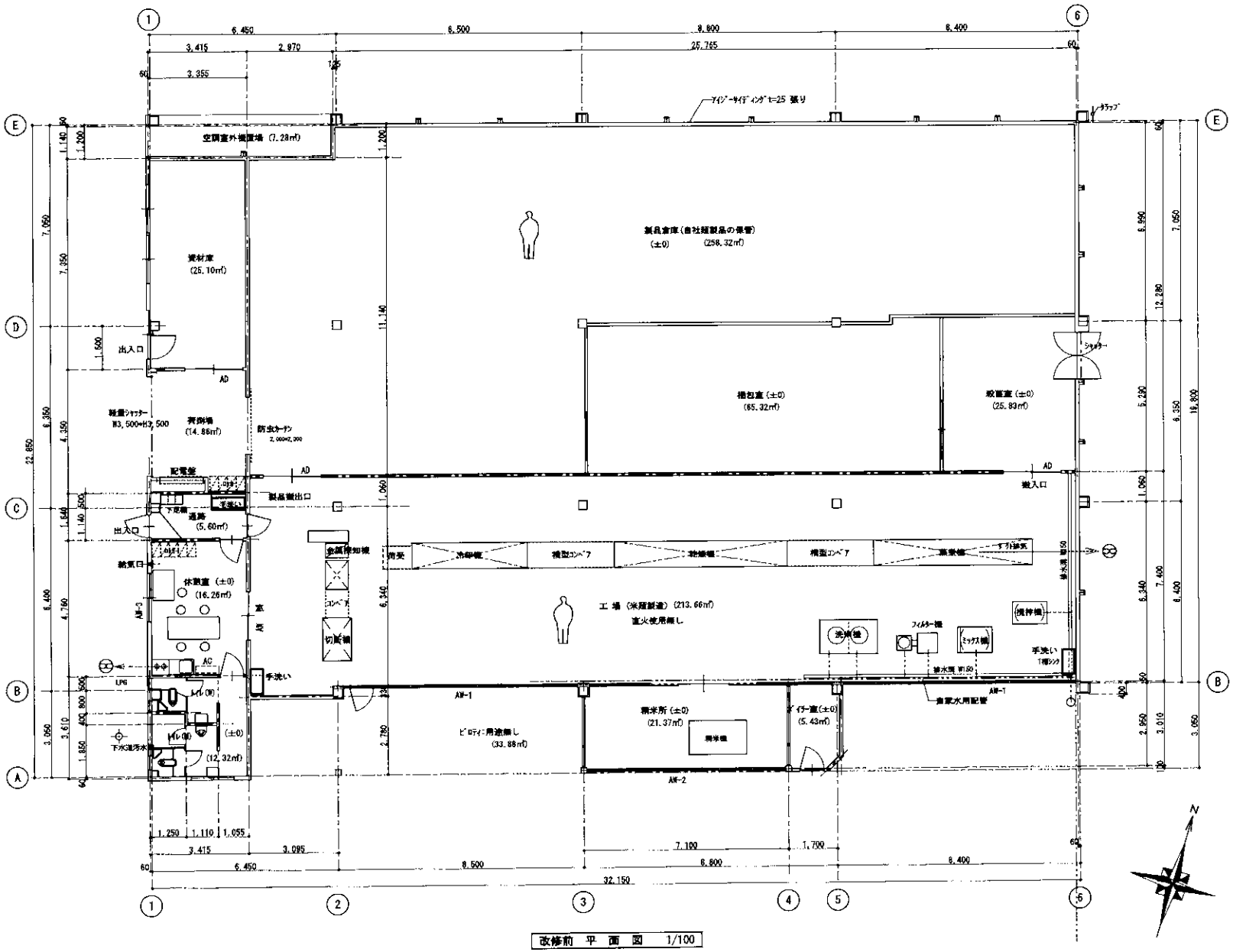

改修前 平 面 図 1/100

内部仕上表・使用建築材料表

工 場(米麹製造) 作業人員 3名 直火使用無し		シックハウス対策
床	塗り床仕上	F☆☆☆☆
	(コンクリート即時金ゴテ下地)	
壁	石膏ボード t=12.5	(規制対象外)
	(LGS.S下地)	
天井	石膏ボード t= 9.5	(規制対象外)
	(LGS下地) CH=3,600	
備考	換気扇(24h)	
	ボイラー:屋外設置	

精米所		シックハウス対策
床	塗り床仕上	F☆☆☆☆
	(コンクリート即時金ゴテ下地)	
壁	石膏ボード t=12.5:柱型のみ	(規制対象外)
	(柱型以外はガラス面)	(規制対象外)
天井	化粧石膏ボード t=9.5 (既存:築18年経過)	(規制対象外)
	CH=3,600	
備考		

休憩室	排煙免除:告示適用 (建告1438-四-ハ-(4))	シックハウス対策
床	長尺塩ビシート	(規制対象外)
	(コンクリート即時金ゴテ下地)	接着材:F☆☆☆☆
壁	石膏ボード t=12.5 NW-8519(不燃)	(規制対象外)
	(LGS.S:不燃材 下地)	
天井	石膏ボード t=12.5 NW-8619(不燃)	(規制対象外)
	(LGB:不燃材 下地) CH=2,600	
備考	換気扇(24h)	
	ガスコンロ、ガス湯沸器、給気口	

資材庫・荷捌き・通路		シックハウス対策
床	コンクリート即時金ゴテ:既存のまま	(規制対象外)
	通路のみ:長尺塩ビシート (コンクリート即時金ゴテ下地)	接着材:F☆☆☆☆
壁	石膏ボード t=12.5	(規制対象外)
	(LGS.S:不燃材 下地)	
天井	石膏ボード t=9.5	(規制対象外)
	(LGB:不燃材 下地) CH=3,600 通路:CH=2,600	
備考	通路:下足箱・手洗い	
	トイレ(M,W):改装工事無し(築18年経過)	
共通	石膏ボードは全て張地仕上	
	鋼製建具(スチール及びアルミ製):規制対象外・木建:F☆☆☆☆とする	

天井廻等		シックハウス対策
天井下地組	LGB:軽量鉄骨天井下地	(規制対象外)
間仕切下地組	LGS:軽量鉄骨間仕切壁下地	(規制対象外)
断熱材	グラスウール t=100	F☆☆☆☆
折板裏打材	既存品:築18年経過	(規制対象外)

用途変更の概要

	IB (築18年経過)	新
用途	物品販売業を営む店舗 (ラウンドセレクト)	米麹製造工場及び倉庫(自家用)
構造	S 造平屋建て	S 造平屋建て:構造変更無し
建築面積	702.21 ㎡	702.21 ㎡ (増減無し)
延床面積	665.92 ㎡	665.92 ㎡ (増減無し)
最高高さ	5.885 m	5.885 m (変更無し)
最高軒高さ	4.835 m	4.835 m (変更無し)
平面		間仕切壁の変更あり

図面経歴							
	株式会社 上越建築設計事務所 一級建築士事務所新潟県知事 (ヲ) 第1142号 新潟県上越市木田1丁目4番1号 TEL025(522)0255	管理建築士 一級建築士登録第299611号 石 塚 由 宣	工事名称 「こだわりの麹づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 改修前 内部仕上表 ・ 平 面 図	縮尺 1/100	担当	図面番号 07
					年月日 H29.03	製図	

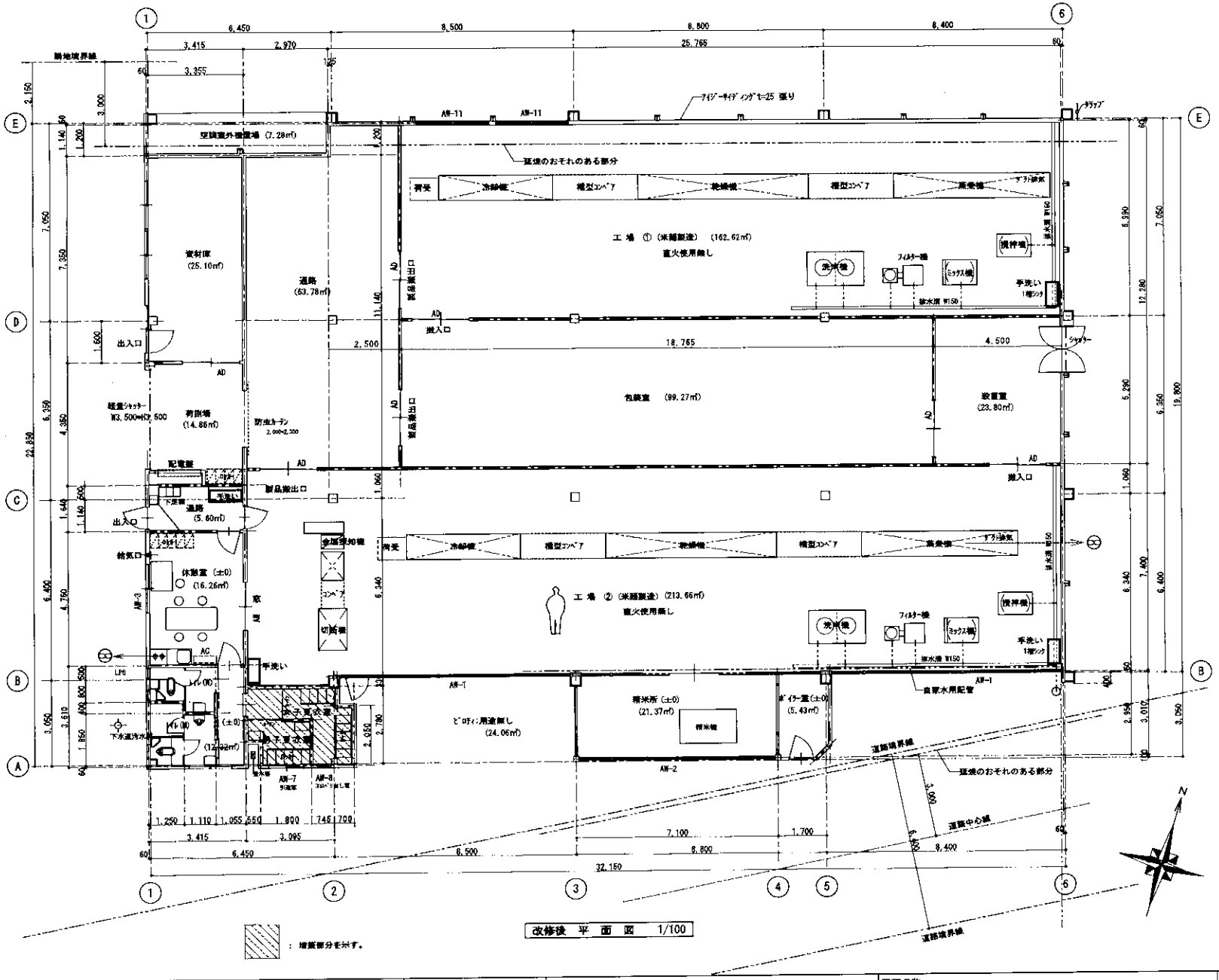

内部仕上表・使用建築材料表

工 場(米麺製造) 作業人員 3名 直火使用無し		シックハウス対策
床	塗り床仕上	F☆☆☆☆
	(コンクリート即時金ゴテ下地)	
壁	石膏ボード t=12.5 NM-8619(不燃)	(規制対象外)
	(LGS.S:不燃材 下地)	
天井	石膏ボード t=9.5	(規制対象外)
	(LGB:不燃材 下地) CH=3,600	
備考	換気扇(24h)	

包装室	排煙免除:告示適用 (適告1436-四-ロ-4)	シックハウス対策
床	塗り床仕上	F☆☆☆☆
	(コンクリート即時金ゴテ下地)	
壁	石膏ボード t=12.5 NM-8619(不燃)	(規制対象外)
	(LGS.S:不燃材 下地)	
天井	石膏ボード t=12.5 NM-8619(不燃)	(規制対象外)
	(LGB:不燃材 下地) CH=3,600	
備考	換気扇(24h)	

放置室	排煙免除:告示適用 (適告1436-四-ロ-4)	シックハウス対策
床	塗り床仕上	F☆☆☆☆
	(コンクリート即時金ゴテ下地)	
壁	石膏ボード t=12.5 NM-8619(不燃)	(規制対象外)
	(LGS.S:不燃材 下地)	
天井	石膏ボード t=12.5 NM-8619(不燃)	(規制対象外)
	(LGB:不燃材 下地) CH=3,600	
備考	換気扇(24h)	

通路		シックハウス対策
床	塗り床仕上	F☆☆☆☆
	(コンクリート即時金ゴテ下地)	
壁	石膏ボード t=12.5 NM-8619(不燃)	(規制対象外)
	(LGS.S:不燃材 下地)	
天井	石膏ボード t=12.5 NM-8619(不燃)	(規制対象外)
	(LGB:不燃材 下地) CH=3,600	
備考		

男女 更衣室		シックハウス対策
床	長尺塩ビシート	(規制対象外)
	(コンクリート即時金ゴテ下地)	接着材:F☆☆☆☆
壁	石膏ボード t=12.5 ビニルクロス張	(規制対象外)
	(LGS.S:不燃材 下地)	
天井	石膏ボード t=9.5	(規制対象外)
	(LGB:不燃材 下地) CH=2,600	
備考	カーテン・ロッカー	

共通	石膏ボードは全て素地仕上 鋼製建具(スチール及びアルミ製):規制対象外・木建:F☆☆☆☆とする

天井裏等		シックハウス対策
天井下地組	LGB:軽量鉄骨天井下地	(規制対象外)
間仕切下地組	LSG:軽量鉄骨間仕切壁下地	(規制対象外)
断熱材	グラスウール t=100	F☆☆☆☆
折板葺打材	既存品:築27年経過	(規制対象外)

図面経歴						
	株式会社 上越建築設計事務所 一級建築士事務所新潟県知事 (チ) 第1142号 新潟県上越市木田1丁目4番1号 TEL025(522)0255	管理建築士 一級建築士登録第299611号 石 塚 由 宣	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 改修後 内部仕上表 ・ 平 面 図	縮尺 1/100	担当	図面番号 08
					年月日 H29.03	製図	

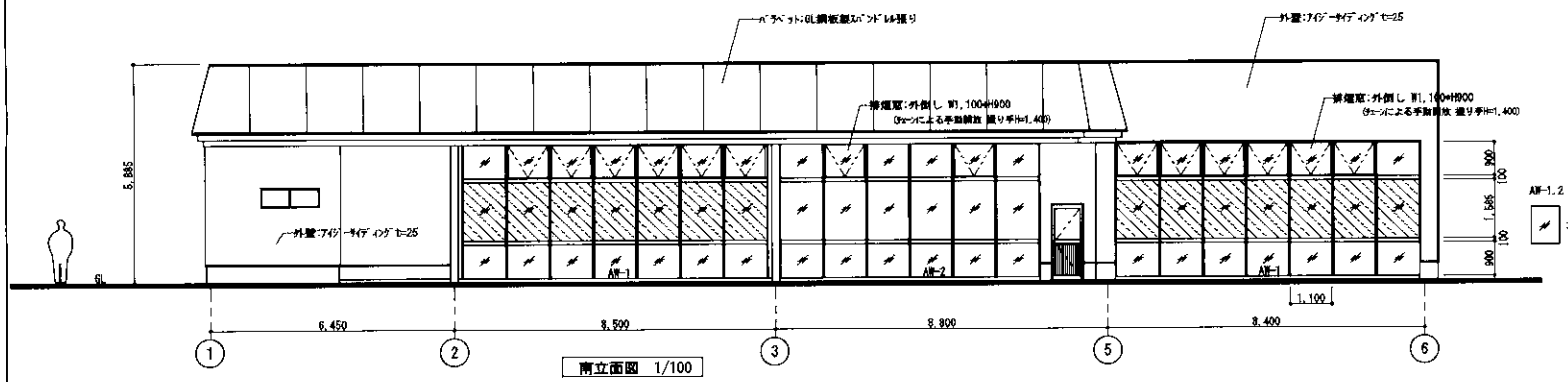

外部仕上表

屋根	折板ﾊﾟﾈﾙ葺き (ｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板 t=0.8 H=160)
軒裏	ケイカル板 t=6 AEP (ﾋﾞﾛﾃｨ,空調室外機置場)
外壁	アイジーサイディング t=25 張り
建具	アルミフロントサッシ ・鉄骨用アルミサッシ・スチール製経量ﾊﾟﾝﾁﾝｸﾒｯﾀｰ

消防法による無窓階の検討

▨ : 南立面図における有効開口部分 フロートガラス t=6 Fix

有効開口面積 = 1.1 (W) * 1.585 (H) * 14ヶ所 (AW-1)
= 24.40㎡ > 必要開口面積 = 665.92 * 1/30 = 22.19㎡ (床面積)

判定 ∴ 無窓階ではない

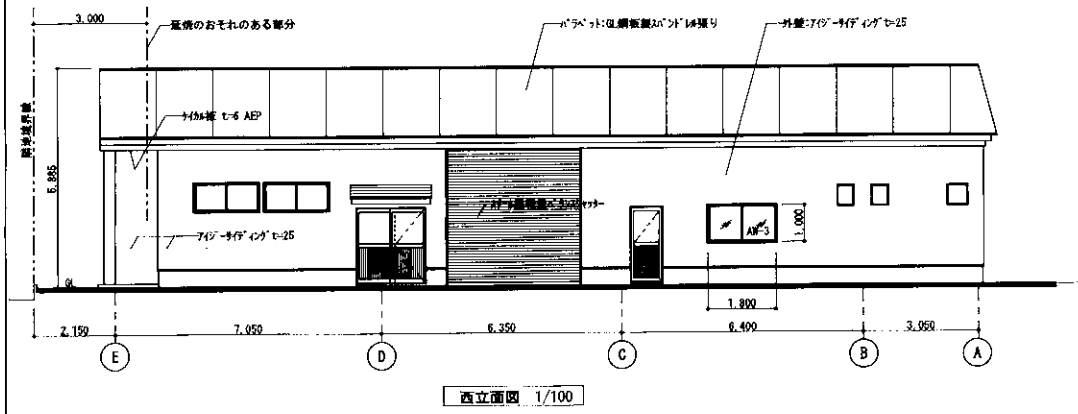

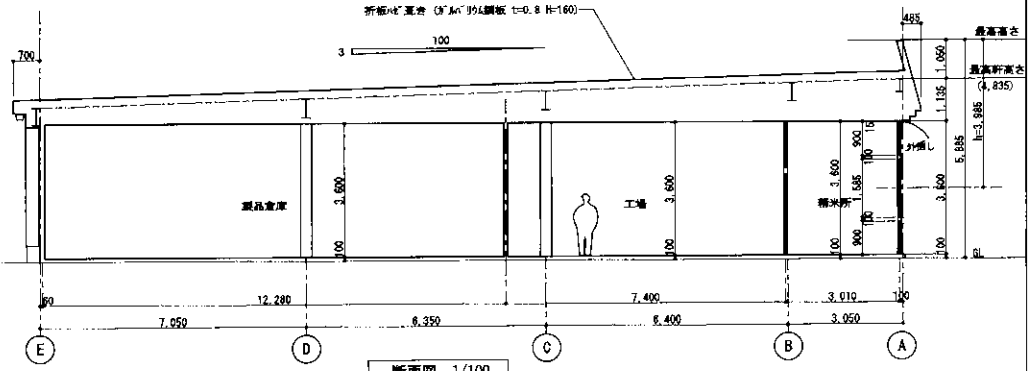

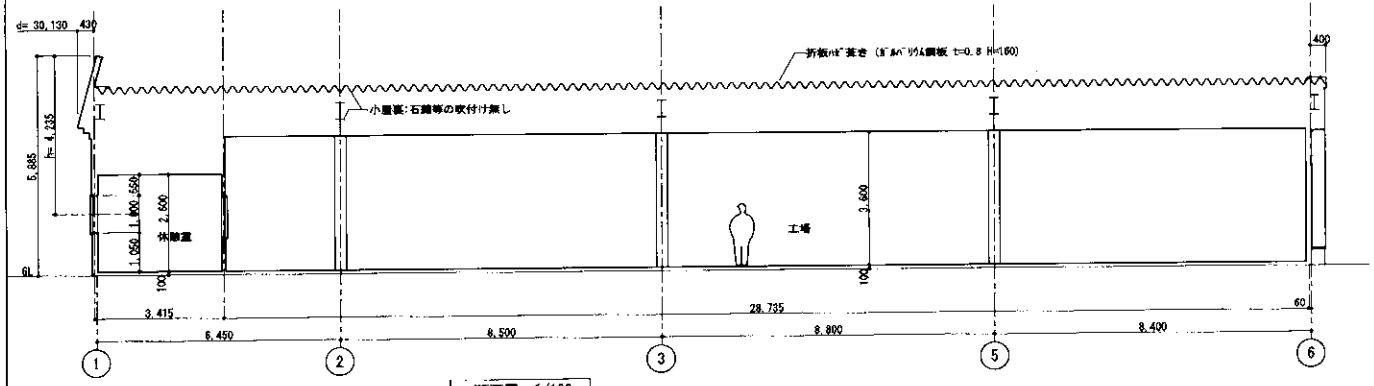

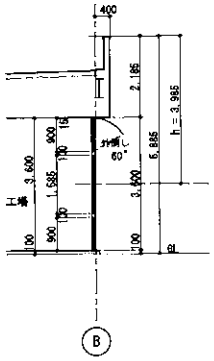

採光面積及び排煙面積のチェック

居室名	項目	有効開口面積 (㎡)	必要開口面積 (㎡)	判定
工場 (213.66㎡)	採光面積	A=7.77/3.985*10-1=18.19 ∴3 W1.1*H3.385*7*A3=78.19 (5・6遠り開のみで検討)	213.66*1/20 = 10.82	OK
	排煙面積	1.1*0.9*6ヶ所 = 5.94 (5・6遠り開のみで検討)	213.66*1/50 = 4.27	OK
精米所 (21.37㎡)	採光面積	A=6.71/3.985*10-1=15.83 ∴3 W1.1*H3.385*6*A3=67.02	21.37*1/20 = 1.06	OK
	排煙面積	1.1*0.9*2ヶ所 = 1.98	21.37*1/50 = 0.43	OK
休憩室 (16.26㎡)	採光面積	A=30.13/4.235*10-1=70.14∴3 W1.8*H1.0*A3 = 5.40	16.26*1/20 = 0.81	OK
	排煙面積	平12建告1436号ロ*ハ*(4)適用	16.26*1/50 = 0.33	OK

図面経歴	株式会社 上越建築設計事務所 一級建築士事務所新潟県知事 (イ) 第1142号 新潟県上越市木田1丁目4番1号 TEL025(522)0255	管理建築士 一級建築士登録第299611号 石塚由宣	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 改修前 立面図・断面図	縮尺 1/100 年月日 H29.03 担当 製図	図面番号 09

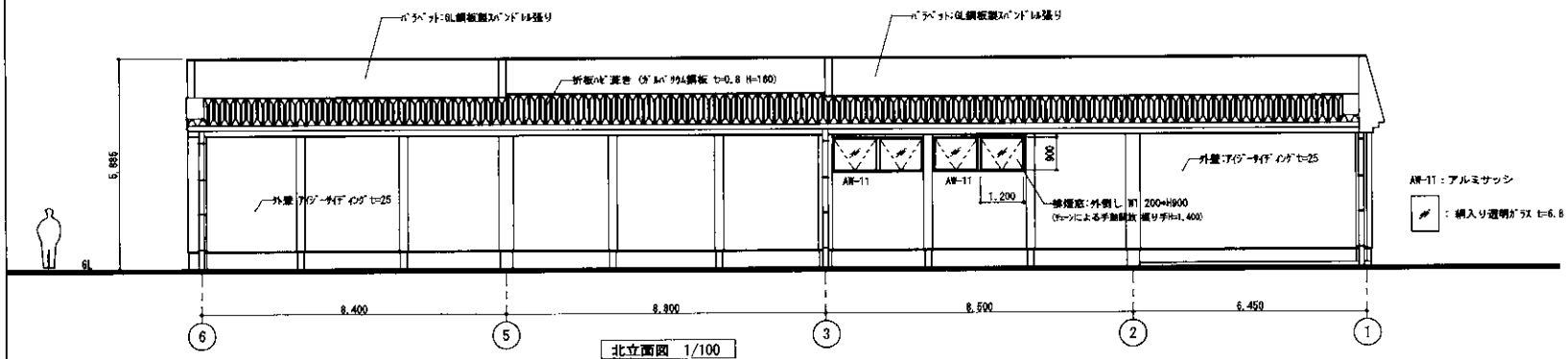

北立面図 1/100

外部仕上表

屋根	折板ﾊﾟﾈﾙ葺き (ｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板 t=0.8 H=160)
軒裏	ケイカル板 t=6 AEP (ピロティ、空調室外機置場)
外壁	アイジーサイディング t=25 張り
建具	アルミフロントドッシ ・鉄骨用アルミサッシ・スチール製軽量バランスシャッター

AW-11 : アルミサッシ

: 網入り透明ガラス t=6.8 を示す

消防法による無窓階の検討

: 南立面図における有効開口部分 フロートガラス t=6 Fix

有効開口面積 = 1.1 × 1.585 × 14ヶ所 (AW-11)
= 24.40㎡ > 必要開口面積 = 665.92 × 1/30 = 22.19㎡ (床面積)

判定 ∴ 無窓階ではない

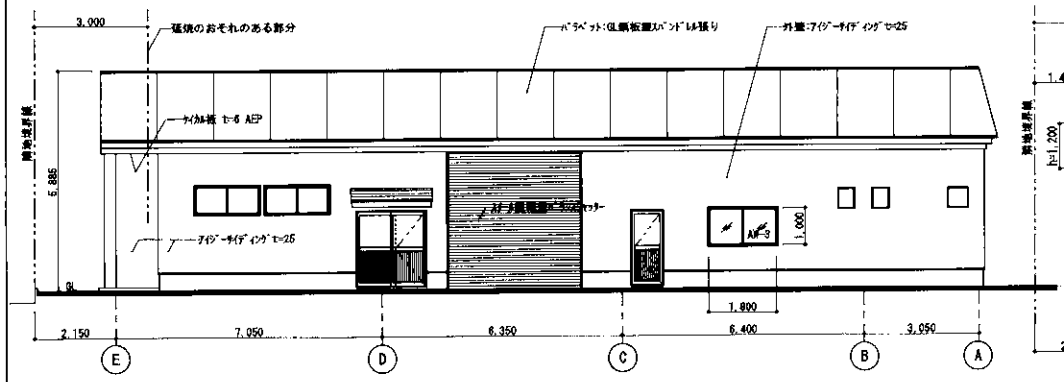

西立面図 1/100

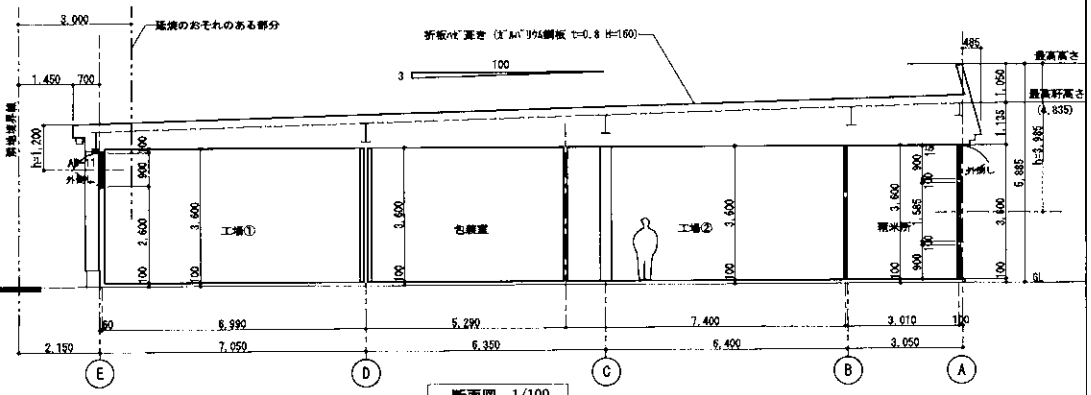

断面図 1/100

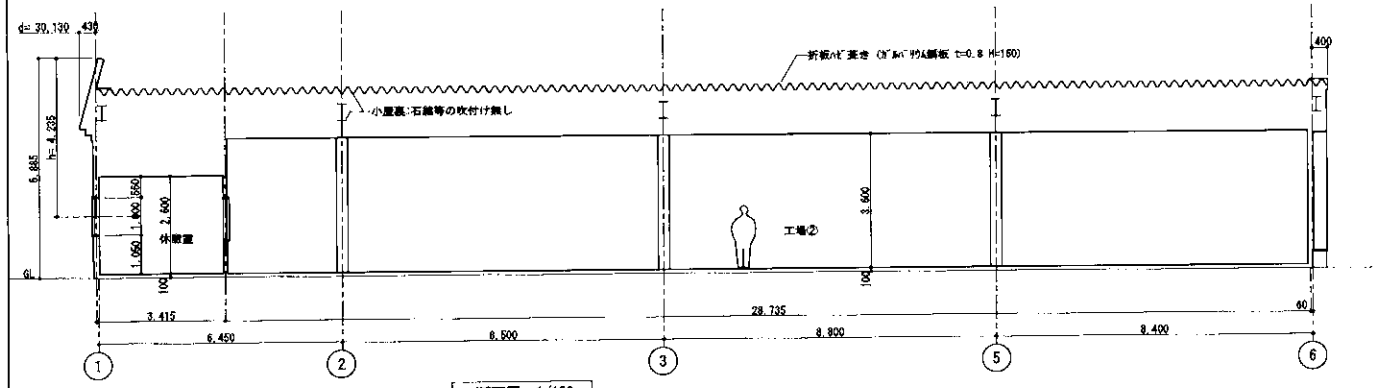

断面図 1/100

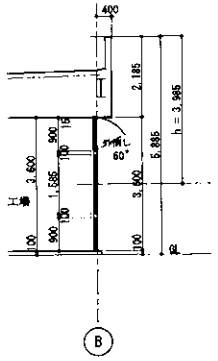

排光面積及び排煙面積のチェック

居室名	項目	有効開口面積 (㎡)	必要開口面積 (㎡)	判定
工場① (180.06㎡)	採光面積	A=1.45/1.20×10=1×11.08 ∴3 W1.2×H0.90×6=A=3=12.96	180.06×1/20 = 9.00	OK
	排煙面積	1.2×0.9×4ヶ所 = 4.32	180.06×1/50 = 3.60	OK
包装室 (99.27㎡)	採光面積	令126条の4 適用	99.27×1/20 = 4.96	OK
	排煙面積	平12建告1436号ロ一ハ(4)適用	99.27×1/50 = 1.98	OK
設置室 (23.80㎡)	採光面積	令126条の4 適用	23.80×1/20 = 1.19	OK
	排煙面積	平12建告1436号ロ一ハ(4)適用	23.80×1/50 = 0.48	OK

図面経歴	株式会社 上越建築設計事務所 一級建築士事務所新潟県知事 (ﾁ) 第1142号 新潟県上越市木田1丁目4番1号 TEL025(522)0255	管理建築士 一級建築士登録第299611号 石 塚 由 直	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 改修後 立 面 図 ・ 断 面 図	縮尺 1/100 年月日 H29.03	担当 製図	図面番号 10

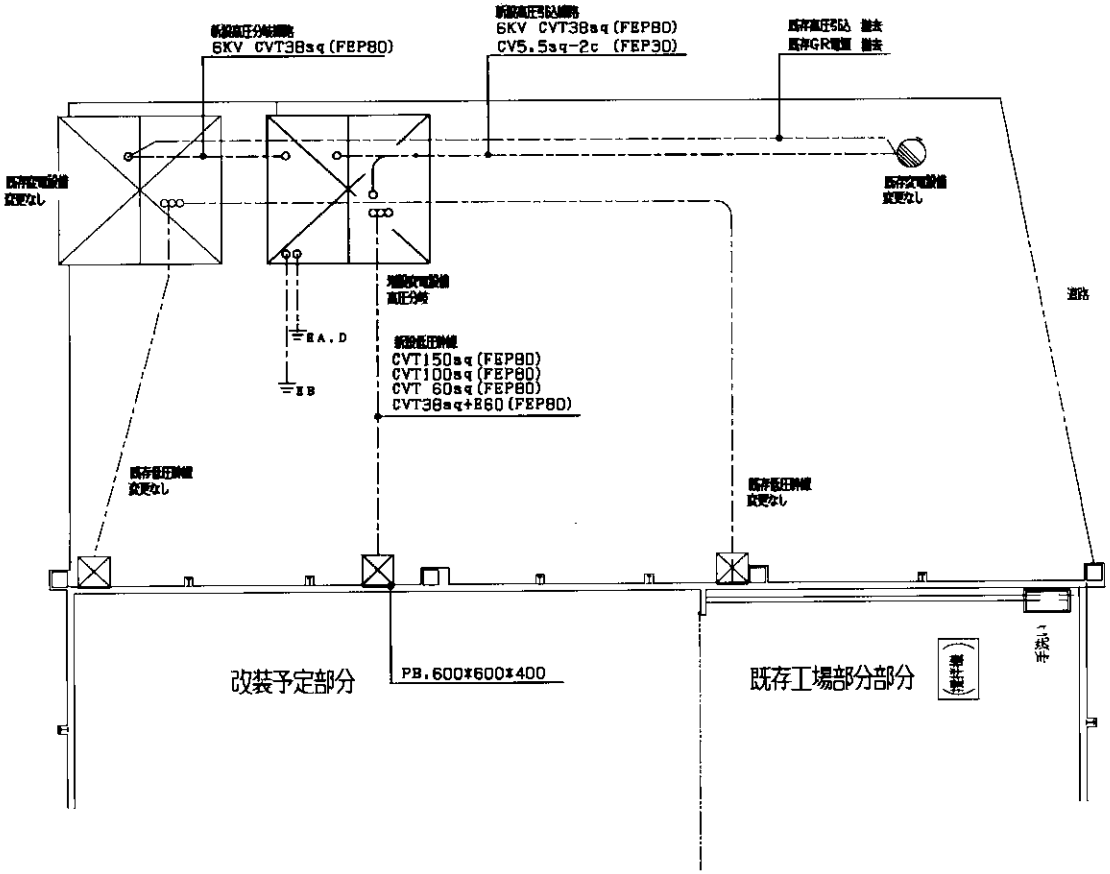

変電設備増設・引込・幹線工事

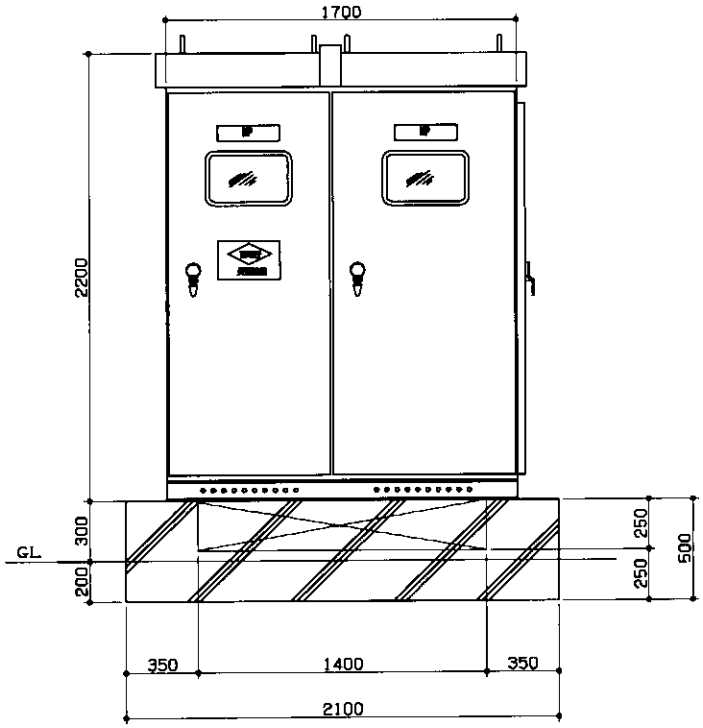

変電設備

図面番号	株式会社 上越建築設計事務所 一級建築士事務所 (分)第11428号 新潟県柏崎市日吉4814番地 TEL(025)(522)0255	管理建築士 一級建築士第299611号 石 塚 由 宣	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 改修後 変電設備増設他工事	縮尺 1/100 年月日 R29.03	担当 製図	図面番号 E01

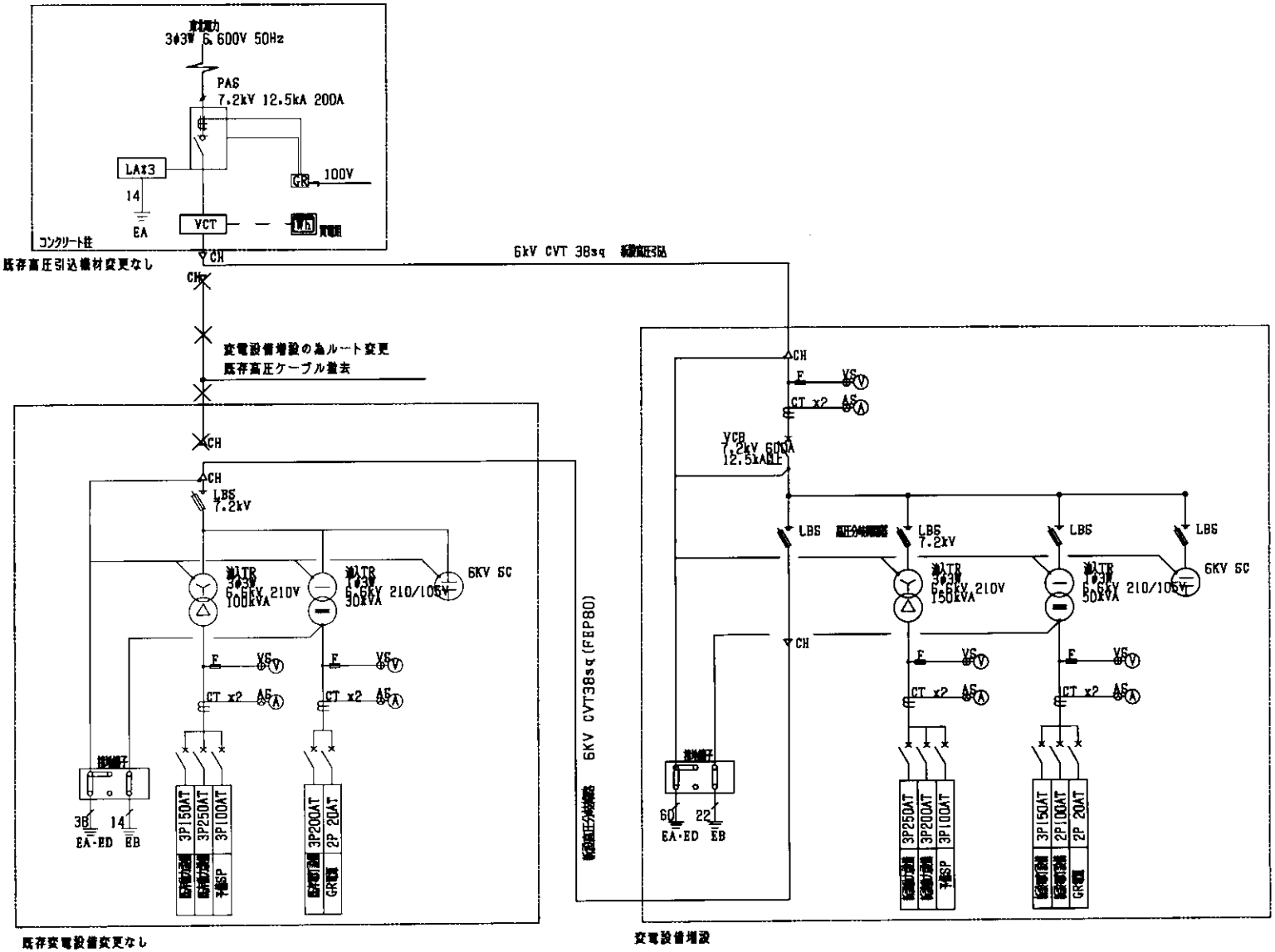

	上越建築設計事務所	管理建築士 石塚由宣	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 改修後 変電設備増単線結線図	縮尺 1/100	担当	図面番号 E02
					年月日 R29.03	製図	

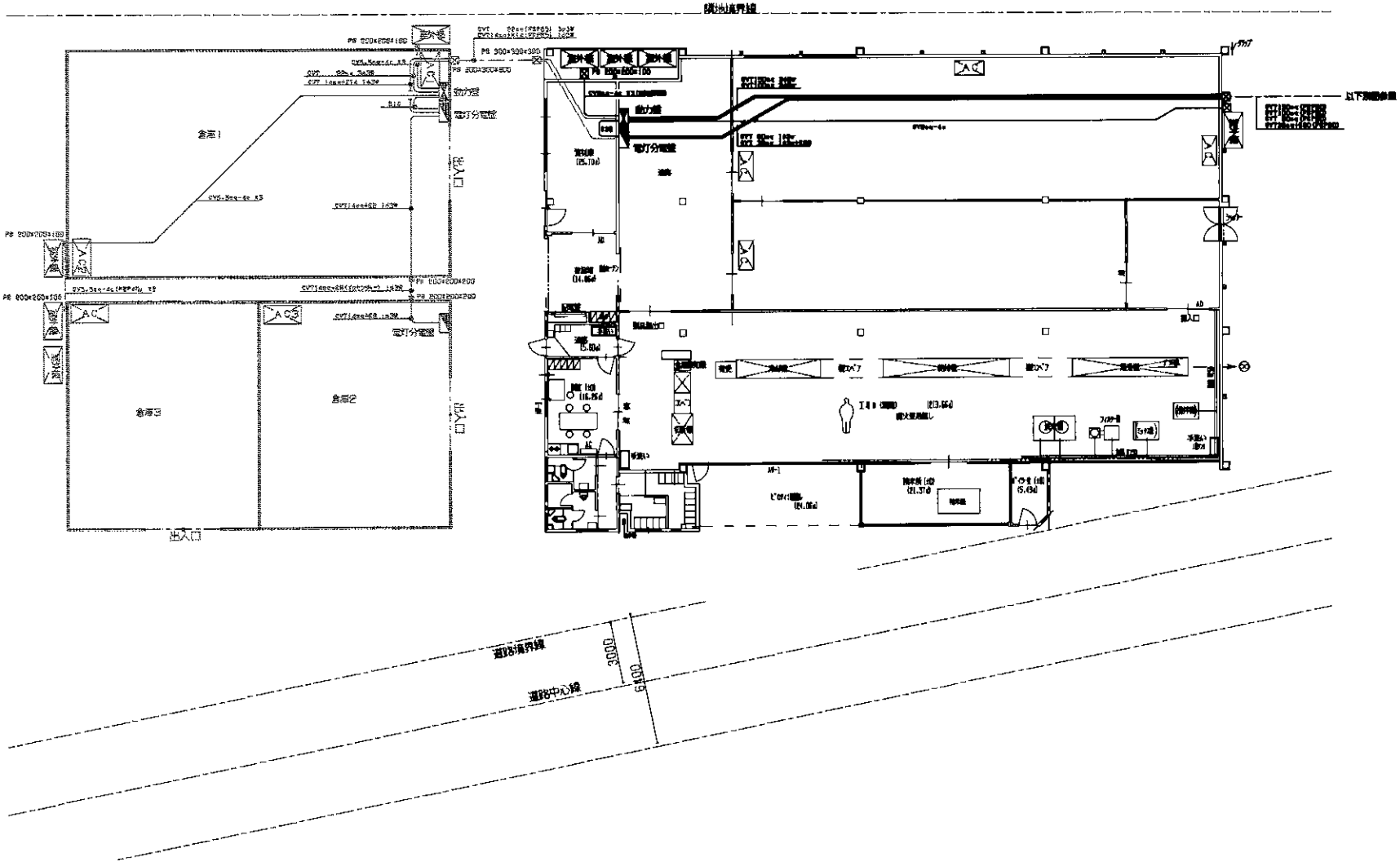

図面履歴	設計者 上越建築設計事務所 一級建築士事務所 (ク)第1142号 新潟県上越市[TEL]025(522)0255	管理建築士 一級建築士登録2996[1]号 石 塚 由 宣	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 改修後 幹線 動力 設備工事	縮尺 1/100 年月日 H29.03	担当 製図	図面番号 E03

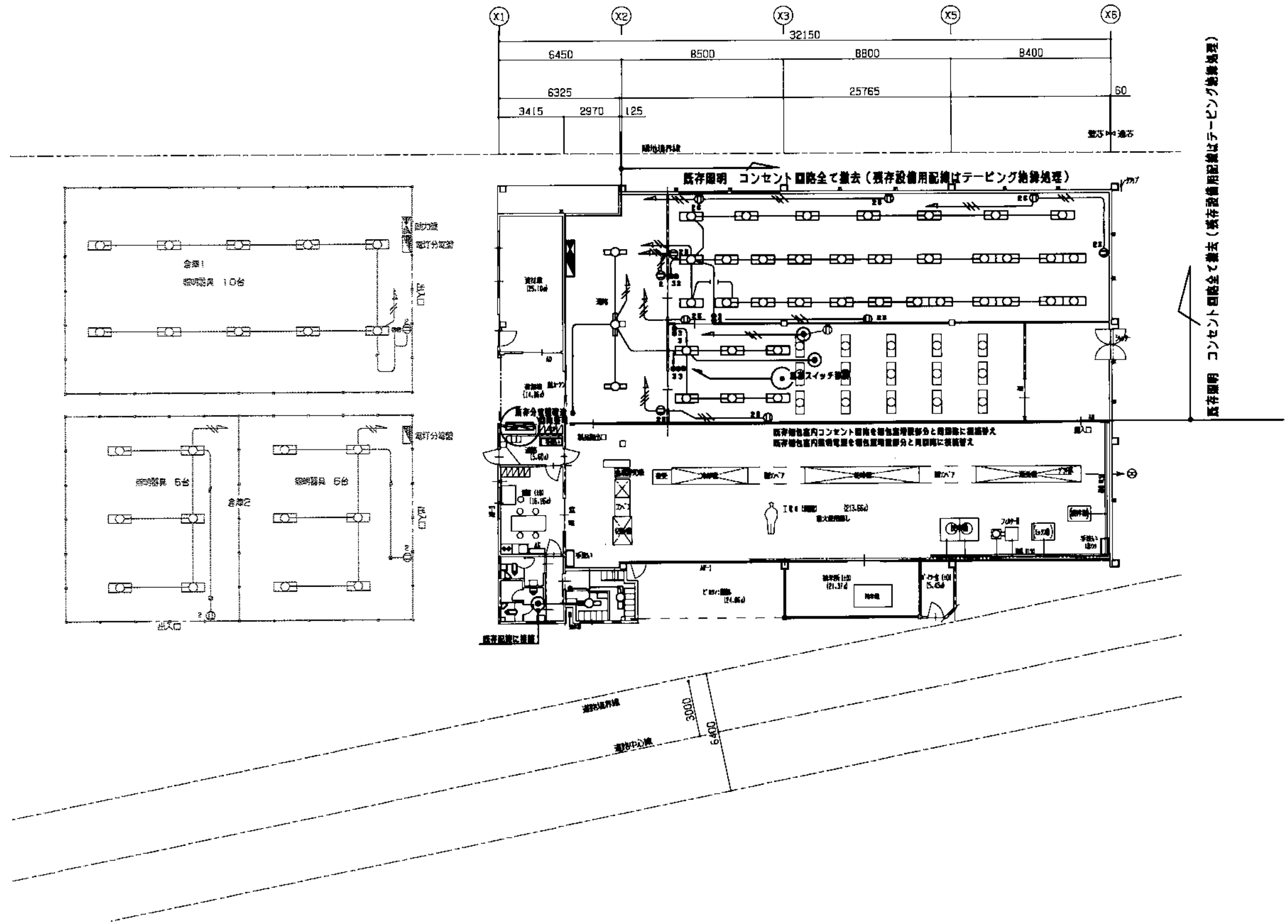

図面縮尺	株式会社 上越建築設計事務所	管理建築士 石 塚 由 宣	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 改修後　電灯　コンセント設備　工事	縮尺 1/100	担当	図面番号 ED4
	TEL025(522)0255	一級建築士			年月日 H29.03	製図	

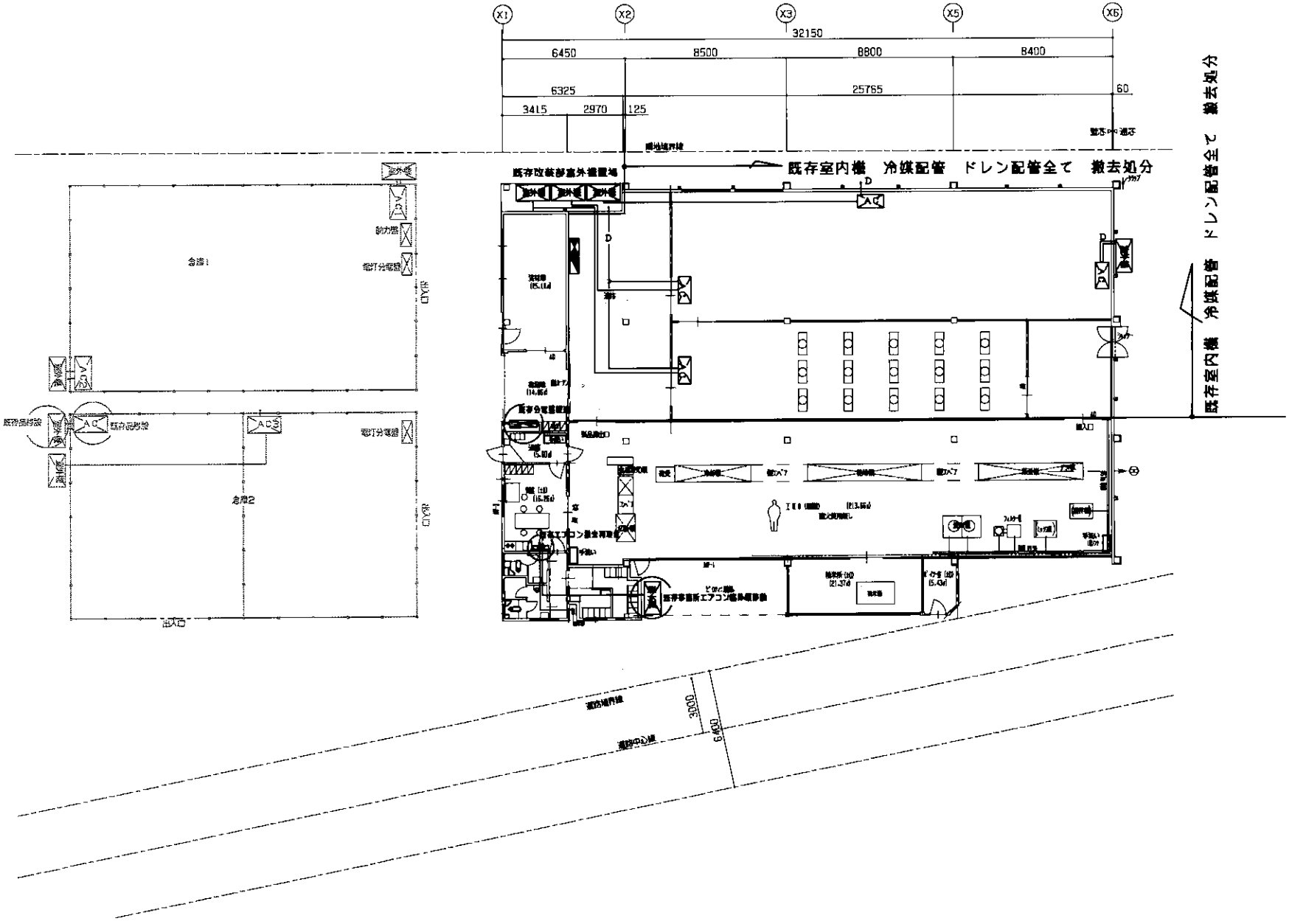

設計監理	株式会社 上越建築設計事務所 一級建築士事務所 (ナ)第1142号 新潟県上越市[TEL]025(522)0255	管理建築士 一級建築士第29961号 石塚由貴	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 改修後　冷暖房設備工事	縮尺 1/100 年月日 R9.03	担当 製図	図面番号 E05

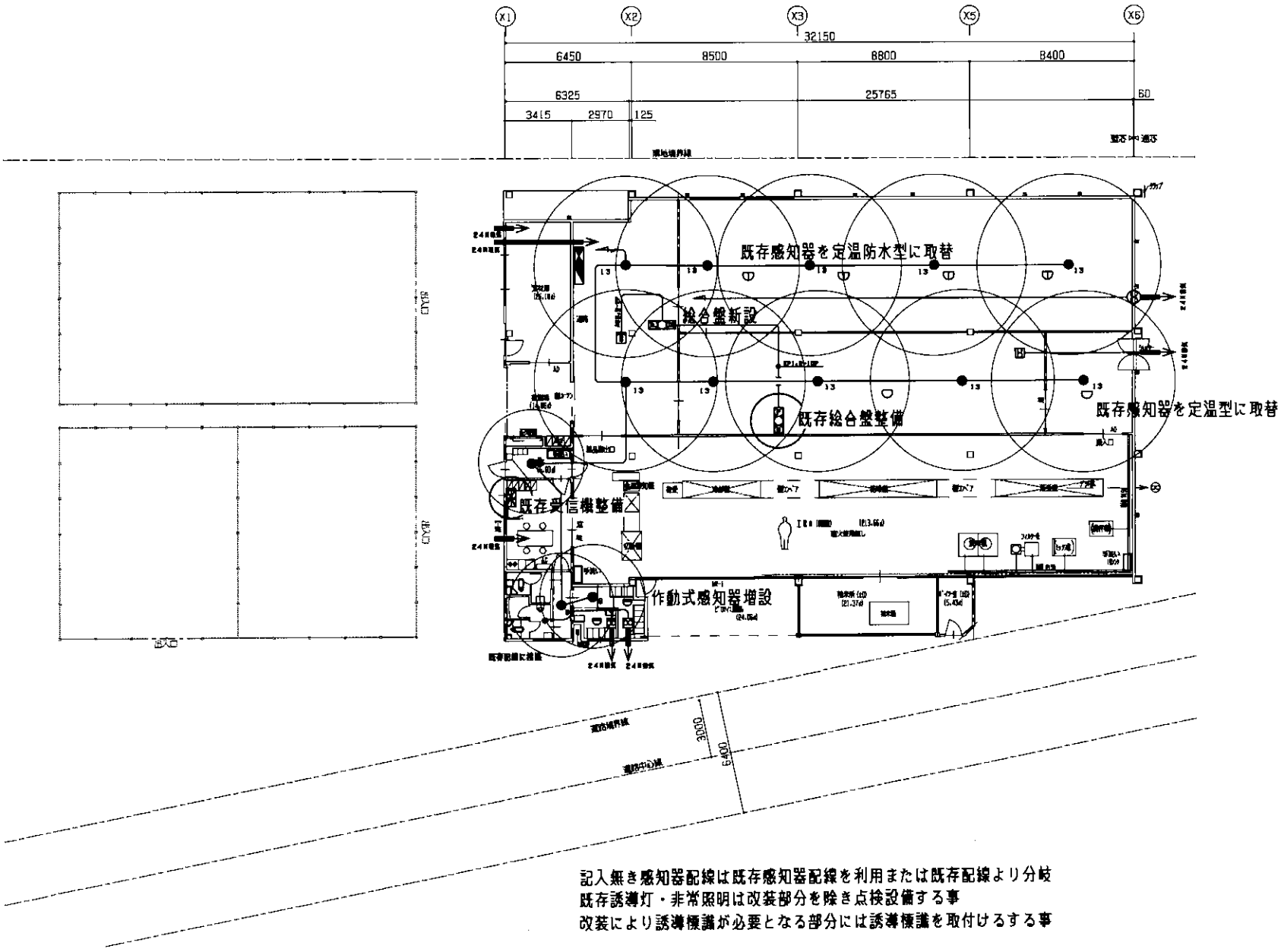

記入無き感知器配線は既存感知器配線を利用または既存配線より分岐
既存誘導灯・非常照明は改装部分を除き点検設備する事
改装により誘導標識が必要となる部分には誘導標識を取付けるする事

図面監理	株式会社 上越建築設計事務所 一級建築士事務所 (ク)第1142号 新潟県上越市仲町4-4 TEL.025(522)0255	管理建築士 一級建築士 第296114号 石 塚 由 直	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 改修後 防災設備 換気設備 工事	縮尺 1/100	担当 監理	図面番号 E06
					年月日 H29.03		

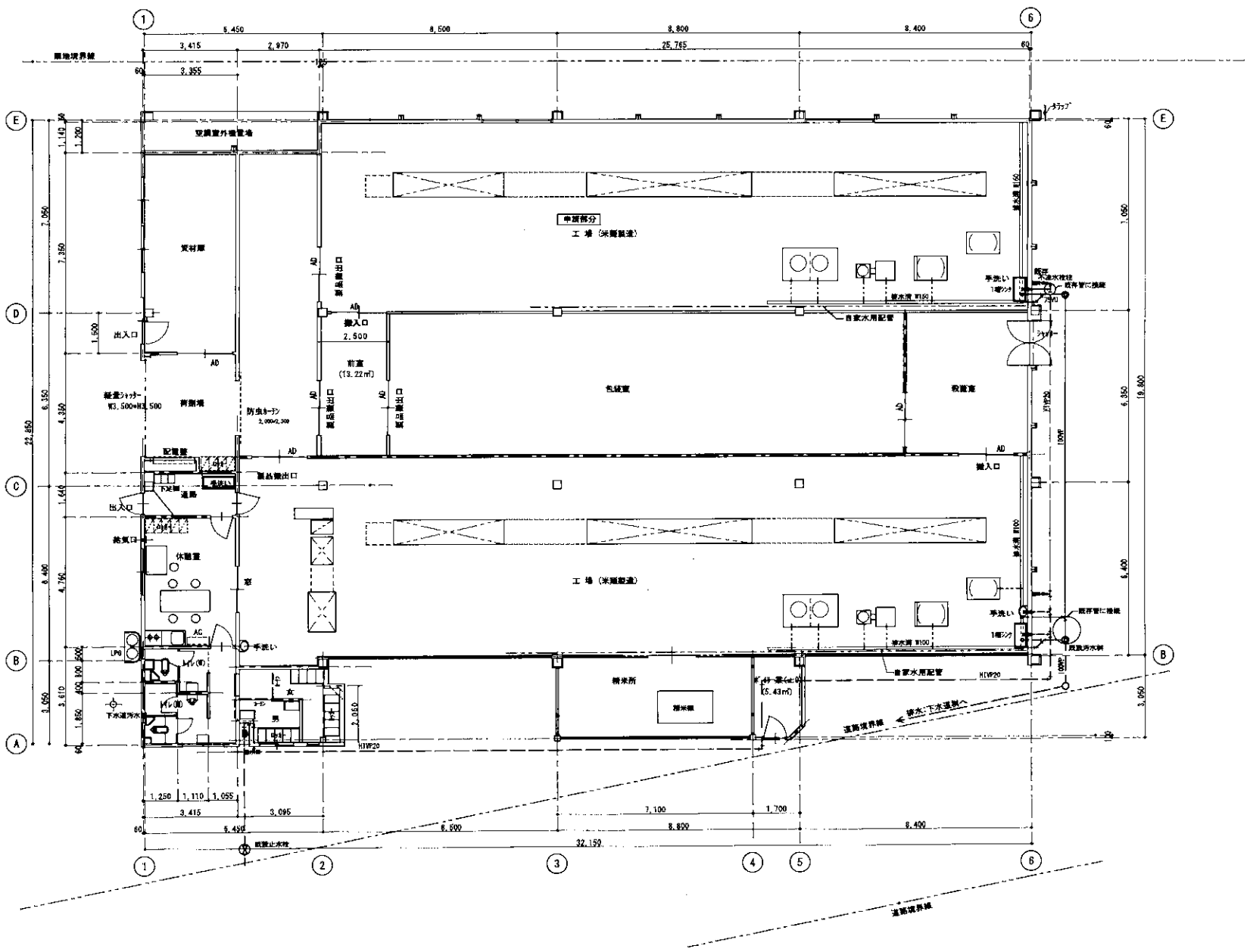

図面経歴	建築設計事務所 上越建築設計事務所 一級建築士事務所新潟県知事 (ナ) 第1142号 新潟県上越市木田1丁目4番1号 TEL025(522)0255	管理建築士 一級建築士登録第299611号 石 塚 由 宣	工事名称 「こだわりの麺づくりライススタジオ」改修工事	図面名称 改修後 ・ 給排水設備図	縮尺 1/100 年月日 H29.03	担当 製図	図面番号 M 1